

第2日

研究発表 (10:00 ~ 12:00)

第1会場 (1階 128教室)

図書館制度・経営論における法的リテラシーの不在

鬼頭孝佳[†] 木村歩未[‡]

[†] 名古屋大学文学研究科博士後期課程
k.k.uge1122@gmail.com

[‡] MLA 研究所会員

抄録

本発表では、司書課程向けの「図書館制度・経営論」のテキスト、図書館関連法規に関する記載を含む図書館情報学入門書で現在流通しているものを11種取り上げ、それらの図書が図書館員の法的リテラシー形成のうえで、その記述にどのような特色があり、どのような問題点を有するのかについて、批判法学の視点から考察する。この分析から、全体に占める制度論の記述が占める割合が少ないこと、法解釈に関わる記述の特色から、恣意的な法解釈が為されていたり、現行法から当為を導くという自然主義的誤謬に陥ったりしているという問題を抱えていること、その記述の問題を克服する在り方も追究されつつあるが、依然改善を要するということが明らかとなった。

1. はじめに

ある指定管理の公共図書館で、子ども向けのワークシートを提供してもらおうとしたことがある。その際、指定管理者が雇用する館長は身分証の提示・複写を求めてきた。筆者鬼頭は、館長に個人情報保護のガイドラインの提示を求めた。館長は次のように答えた。

貸出業務で個人情報を扱っているの、問題ない。現場の細々としたことは、指定館長の私が判断する。

筆者は後日設置者の自治体と指定管理者それぞれにこの対応の適法性について説明を求めた。設置者は個人情報収集の必要は無く、過剰な対応であったと回答があった。ところが、指定管理者の地域統括責任者から寄せられた説明は、館長の説明では任意の個人情報収集をしたつもりであったので、「ご不快な思い」をさせて申し訳ないというものであった。しかし、当該自治体の個人情報保護条例では、利用目的を明確化したうえで、必要最低限の個人情報を収集すると明文化されていることを筆者は指摘し、指定管理者に再度見解を求めた。すると、今度は支社長から個人情報保護関連法規から見て適当ではない行為があったという意味でのお詫びが寄せられ、再発防止策について以下のように述べた。

弊社では各種関連法規に基づき、個人情報保護マニュアル及び個人情報管理規定を設け、館長をはじめ全ライブラリースタッフに入社時は勿論定期的に個人情報の取扱い

に関する指導を実施しております。

だが、もし法令に関する研修を適正に「実施している」とするなら、なぜこのような事態が館長レベルで起きてしまうのか、理解に苦しむ。館長は自分の与えられた業務の裁量の範囲について適切に理解していたと言い難い。

別な事例を示そう。ある大学図書館で、司書資格を有しない委託職員が、筆者鬼頭の貸出図書の書名を読み上げるということがあった。山本順一は、「一般に、大学図書館や専門図書館では、それを利用する人たちが取り組んでいる課題や研究テーマは周知のもの、もしくは予見可能な範囲のものであり、そこでは知的自由＝図書館の自由は問題になりにくい。」⁽¹⁾としているが、現実に研究者にとっては「問題になりにくい」とは言え、大学図書館の利用者の秘密に対する配慮が全く不要であるという意図からの発言ではないと思われる。不運だったのは、筆者が借りた図書のテーマはイスラームとセクシュアリティに関わる図書を含んでいたことである。筆者は依頼稿の執筆で当該図書を利用したにすぎないし、仮に筆者のプライベートを詮索する者がいたとしてもあまり気にしないが、中には自身の問題として深刻な悩みを抱えつつ、当該図書を利用する場合もあるだろう。そのような利用者の「アウティング」行為に図書館が積極的に関与したとすれば、利用者に図書館の利用を委縮させる帰結をもたらしかねない。

筆者はこの大学図書館の閲覧サービス掛の責任者にこの対応を抗議した。責任者の説明は、

その委託職員は読み上げを親切心から行った。責任者としては想定外だった。職員には直接厳重に注意する。

というものだった。「親切心」から行ったものであれ、利用者の秘密を公言して良いことにはならないし、司書資格を有さない職員が「図書館の自由の宣言」について十分な知識を有していなかったことが「想定外」であったとは思えない。だが、それ以上に驚いたのは、委託職員を「直接厳重に注意する」ということを不用意にも一利用者に述べてしまう責任者の在り方であった。言うまでもなく、この発言は「偽装請負」を疑わせるには十分である。その責任者の話では、「普段から直接口頭で必要な指示をしている」ということであったので、残念ながらその可能性は高いだろう。

その責任者には別件で、「利用者に明示されないルールを利用者が遵守するのは難しい」という異議申し立てを筆者は行っていた。その際に、「施設管理権の範囲で定められた内規が利用者に分かりやすく明示されていれば、そのルールを守りようもあるが」と発言した際に、その責任者が筆者に「施設管理権とはどういう権利であるのか」と尋ねる場面もあった。立憲主義について喧しい昨今、筆者は国立大学職員が公物管理権や施設管理権について認識不足な状態で、どのように施設管理の説明責任を果たすことができるのかが可能であるのか訝しむ。この責任者は自身の業務の背後にある正統性が無ければ、職務の正当性を主張できないことに無頓着すぎるのではなかろうか。ヴォルター・ベンヤミンの「暴力批判論」の言葉を借りれば、「法措定的暴力と法維持的暴力との分離がなくされている」事態がここに存していると言ってよい(2)。法の支配では無く、人の支配がここにはある。

前置きが長くなったが、筆者らの関心はこのような管理職レベルを含めた法的リテラシーの欠如がどのようにして形成されるのかということにある。この問題のアプローチには、図書館職員の法意識を質問紙により調査する、図書館職員が受ける法令に関する研修を参与観察するなどといった方法も考えられる。しかし、そもそも図書館職員の入り口に当たる、司書資格を獲得する際、実務対応において十分な法的リテラシーが研鑽されているのだろうか。筆者が司

書講習を受講した際の記憶では、「図書館制度・経営論」のテキストに占める制度論の分量が少なく、その記述スタイルも条文を引用しただけの、主観的な解釈が多く、自ら法の運用について考え、現行法の在り方について考察する法的リテラシーが研鑽できるような工夫が為されていない印象があった。図書館職員がステップアップとして追加の法令の研修を受ける機会としても、少なくとも司書資格を有する職員が必ず通過するのは「図書館制度・経営論」のテキストであり、何か調べごとがある際に手頃に参照できるのも、この種のテキストだろう。

そこで本発表では、司書課程向けの「図書館制度・経営論」のテキスト、図書館関連法規に関する記載を含む「図書館情報学」の入門書で現在流通しているものを11種取り上げ、それらの図書が図書館職員の法的リテラシー形成のうえで、その記述にどのような特色があり、どのような問題点を有するのかについて、「法の根源的不確定性」や「正統化」(社会秩序の現状維持)に焦点を当てた批判法学の視点から考察することとしたい(3)。

2. 結果・考察

まず、予稿では目次の章立てから、11種の図書に占める制度論の記述の分量が全体に占める割合を確認する。この割合がその図書の主題に占める制度論の重視度を測る指標となり得るからである。なお、章の一部でしか制度論に言及していなくても、1章として数え上げているため、多く見積もった場合を示している。

①司書課程のテキスト

- 1.手嶋孝典編『図書館制度・経営論』第2版、学文社、2017.4 7章/全15章
- 2.永田治樹編『図書館制度・経営論』、日本図書館協会、2016.3 18章/全50章
- 3.柳与志夫『図書館制度・経営論』、学文社、2015.4 4章/全12章
- 4.糸賀雅児・葉袋秀樹『図書館制度・経営論』、樹村房、2013.12 8章/全15章
- 5.安藤友張編『図書館制度・経営論』、ミネルヴァ書房 2013.3 7章/全12章

司書課程のテキストでは、多く見積もっても記述の分量は過半数になるものは1冊であり、

後述するようにこのテキストは法解釈の方法にも言及する異色のテキストの1つである。3割程度のものも2種類ある。この傾向は、テキストの記述が制度論よりも、経営論に占める割合が高いことを示している。

②図書館情報学入門書

6. 上田修一・倉田敬子『図書館情報学』第2版, 勁草書房, 2017.3 2章/全5章
 7. 根本彰編『情報資源の社会制度と経営』, 東京大学出版会, 2013.6 2章/全5章
 8. 山本順一編『新しい時代の図書館情報学』補訂版, 有斐閣, 2016.12 1章/全12章
 9. 逸村裕(他)編『図書館情報学を学ぶ人のために』, 世界思想社, 2017.4 1章/全20章
- 図書館情報学入門書では5分から4割が制度論に占める記述となる。ただし, 上田・倉田(2017)は2章のうち1~2節が制度論の記述であるにすぎないし, 根本(2013)は3巻本の1冊であることを踏まえるならば, 図書館情報学入門書に占める制度論の割合は多く見積もっても, 決して高いものとは言えない。

③その他

10. 加藤好郎『大学図書館経営論』, 勁草書房, 2011.11 3章/全11章
11. 後藤敏行『図書館法令と政策』2016年増補版, 樹村房, 2016.3 全章

以上, 目次から考えてみても, 司書課程テキスト、図書館情報学入門書のいずれも, 制度論に関する記述の分量がそれほど多くないと言える。

では, 肝心の内容はどうだろうか。それぞれの図書の記述は図書館職員の法的リテラシーの向上に資するものとなっているのだろうか。ここで, 法や制度の解説に関する記述の型を帰納的に設定してみたい。そのうえで, 記述の型にどのような問題点があるか, 用例に基づいて指摘してみたい。なお, 型の帰納に用いた用例が, 各書籍の中でどの程度見られるかについては, 現在集計中である。具体的な数値は当日お示しするが, 後述する法的リテラシー養成の面から改善がみられる図書の中にも依然としてこの型に即した記述は存する。

- A. 政策当局者は~のように考えている。故に, ~のような取り組みが必要である。
- 例えば, 逸村(他)(2017)第8章「国が考える図書館政策」の記述がその典型である。

文部科学省に設置された有識者会議…が…を提言した。(中略)これを打破するためには…必要がある。

とある。文科省の見解を如何に実現するかという観点から文字通り「国が考える図書館政策」に適合的な記載が為されている。しかし, 「図書館情報学を学ぶ人のために」設けられたこの一書は, 政府見解に即した図書館政策を無批判に—以下, 批判は否定ではなく, 吟味の意であるが—踏襲することで, 「国の図書館政策を考える」ことを回避している。この記述で制度論が尽きているとするならば, ここで要請されている法的主体はアイヒマンのように, 法は法であるとして是非は判断せず粛々と政府見解を実行する者を想定しているということになろう(4)。

B. ~との指摘は重要である。

例えば, 手嶋(2017)では塩見昇の見解を引用して法令解釈を試みているが, なぜ塩見の見解を参照したのか, 何故にその箇所が重要であるのかの記載が無い。ある法令解釈が妥当である根拠を示さず, 特定の権威者の見解に服することは権威主義的であり, 恣意的にその解釈を選んだとする批判を免れない。

C. 条文を挙げるだけで解説が無い

例えば, 加藤(2011)は公共図書館に関する法律について社会教育法を挙げているが,

社会教育法の第5条には~と定められている。また, 第5条の4には~が明示されており, 第6条には, ~が明示されている。

とある。しかし, 実務上知りたいのはこの条文を根拠に何ができるかということであって, 条文そのものを引用するだけならば, 巻末資料で十分ではないだろうか。

D. 意義と問題点の両論併記

両論併記は「中立性」・「客観性」を表現する適切な手段と思われがちである。しかし, まず1人の論者が両論の立場に分裂した記述を行えば文章の整合性は取りにくいし, そもそも両論が併記される見解が対等な支持を受けている見解であるのかにも疑問が残る。そして, 多くの支持を受けている見解こそが論理的に説得的であるのかも定かではない。

例えば, 永田(2016)は読書推進に関する法について本来「政府や行政が介入・干渉すべきではない」と述べているにも拘らず, 法規を「環

境の整備」と捉え、図書館振興に繋げるべきことを説く。本来、「介入・干渉すべきではない」とするなら、解釈によって現行法を維持する必要は無いのではないだろうか。寧ろ、「図書館振興」という実践を要請することは、法の正当性を強化する帰結を生じかねない。

では、諸テキストは図書館員の法的リテラシーの欠如を看過しているだけなのだろうか。少なくとも、問題意識の面では、そうではない。

例えば、柳与（2015）は図書館員の法的リテラシーの欠如を問題視して、次のように述べる。

一般に図書館職員は法律や経済分野の知識・ノウハウに欠ける場合が少なくないと言われる。（中略）法律的・経済的知識は、館長の管理職だけに必要なものではなく、図書館職員全員が、程度の差はあれ、身につけていかなければならない。

しかし、柳与は法規の解釈法には言及せず、問題意識に必要な手段が伴っていない。

その点では、糸賀・葉袋（2013）は唯一、「法規」の解釈の基本を述べている点で、図書館員の法的リテラシーの養成に関心を示していると言えるだろう。

これまで図書館関係の文献では、「制度」や「行政」については必ずしも十分に論じられてこなかった。図書館職員の中には、（中略）経験や感覚に基づいて、図書館の在り方を論じる傾向も見られた。

この傾向を改善すべく、同書が採用した方針が、「法規の基礎の学習が必要」とであるという方針であった。しかし、同書の法規解説は民法や労働法といった幅広い分野を取り上げるものの、その叙述は上述の型を必ずしも逸脱しない。

この点では、安藤（2013）は「各執筆者の個性と意見を排除しない」テキストであり、賛否の割れる問題については多様な論者の見解を併記することで、間主観性を追求したテキストとして特筆される。例えば、同書第1章で図書館法3条について、「電磁的記録」という語からパッケージ型デジタル資料しか読み取れない点を同法の「限界」とする見解が示されており、現行法の問題点を考察させるように工夫されている。あるいは、同書第3章では「審議会は役所の考え方をオーソライズする「隠れ蓑」として機能することも多い。」とあるように、法の規

定と運用実態の乖離について考察させる記述も存する。ただし、法概念の面から把握した場合、依然問題があるように思われる。同書第1章は生活と行動は法や社会的な規範によってコントロールされているとする。同書は法を外から押し付けられるルール／社会的なマナーを自主的に遵守するマナーと二元論的に把握しているが、この境界は果たしてそれほど自明なものなのだろうか。外から押し付けられるとするルールは民意に基づく代表により制定されたという擬制の面や現実の実践過程では「自主的」に映り、既存のマナーに参加するという存在の被拘束性に着目すればマナーは「強制的」な側面を有するからである。両者には相補性がある。

3. おわりに

図書館制度論に関する諸テキストの記述の分析から、以下のことが明らかとなった。第一に、全体に占める制度論そのものの記述が占める割合が少ないこと、第二に法解釈に関する記述の特色から、恣意的な法解釈が為されていたり、法から当為を導くという自然主義的誤謬に陥ったりしているという問題を抱えていること、第三にその記述の問題を克服する在り方も追究されつつあるが、批判法学の立場から見て、最善のテキストは依然存在しないということである。法的主体＝従属と把握するならば、そのような奴隷の主体は現に存在する。しかし、その主体が弁証法的に主人になるには、依然として法的リテラシーが欠如しているのである（5）。今後はテキスト分析から法意識の問題に移りたい。

引用文献

- (1)山本順一編『新しい時代の図書館情報学』補訂版、有斐閣、2016.12、p.215
- (2)ヴォルター・ベンヤミン・野村修訳『暴力批判論他十篇』岩波書店、pp43-45、
- (3)船越資昌『批判法学の構図』勁草書房、2011.11、p. ii
- (4)ハンナ・アーレント・大久保和郎訳『イエルサレムのアイヒマン』、みすず書房、1969.9、p.254
- (5)A.コジェーヴ・上妻精・今野雅方訳『ヘーゲル読解入門』、国文社、1987.10、p.32.

司書は図書館になにをもたらすのか

池内淳(筑波大学)

atsushi@slis.tsukuba.ac.jp

抄録:現在、ほとんどの公立図書館には司書が配置されているものの、法律上は、司書有資格者の必置義務がある訳ではないと解釈されている。また、かつては、図書館建設に際して国庫補助を受けるために、館長が司書有資格者である必要があったが、1999年の地方分権一括法の成立によって、当該条文は削除された。本研究では、どのような属性が館長の有資格率に影響を及ぼすのか、また、館長が司書有資格者であることや、職員の有資格者率の多寡が、図書館サービスに対してどのような効果をもたらすのかを定量的に把握した。

I. 研究背景と問題意識

図書館法第13条第1項には“公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く”とあり、実際に、大半の公立図書館において司書が配置されている。この条文については、さまざまな議論はあるものの、一般に、法律上、司書の必置義務がある訳ではないと解釈されている^{2),3),4),5),6)}。

また、「図書館の設置運営上の望ましい基準」(以下、望ましい基準)の中では、“市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から(...中略...)関係機関等との計画的な人事交流(複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。)に努めるものとする”との記述があるが、これらは努力義務に過ぎない。

また、かつては、図書館建設に際して国庫補助を受けるためには、館長が司書有資格者である必要があったが、1999年の地方分権法の改正(2000年施行)によって、図書館法から当該条文(法第13条第3項)は削除された経緯がある。これにともなって、地方自治体の中には、図

書館設置条例から館長の司書資格要件を削除するといった対応をとる例もみられた⁷⁾。

また、「望ましい基準」には、“市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい”との記述があるが、これらは必置義務や努力義務とはなっていない。

公立図書館において、専門的職員たる司書や司書補を配置するべきであるという点については十分な合意が得られていると言えるものの、その一方で、司書の配置に関する望ましい数値目標や基準はどうあるべきであるかといった点については、これまで十分な議論や研究蓄積があったとは言えない。

また、館長については、後に見るように、公立図書館における司書有資格者の比率は1996年～2016年で、18.8%～30.1%の間で推移しており、必ずしも高い水準にあるとは言えない。したがって、館長が司書有資格者であることが望ましいかどうかという点について合意が存在するかどうかについては不明な状況である。また、日本図書館協会は館長に司書有資格者を配置するべきであることをしばしば意見表明しているものの、法制化には至っていない。

これに関連して、館長が司書有資格者であるか否かによって、図書館の管理運営やサービス

にどのような影響や効果をもたらすのかについて定量的な分析した事例が存在する。森⁸⁾は「日本の図書館：統計と名簿 1982」の統計データを用いて、大阪府と兵庫県において図書館を設置している37市(政令市を除く)を対象として、各市を館長の司書資格の有無によって2グループに分け、「人口一人当たりの貸出冊数」、「人口一人当たりの図書費」、「人口一人当たりの図書館費」をそれぞれ比較している。その結果、概ね、司書有資格館長のいる市のグループの方が高い数値を示していることが明らかにされた。

また、信田による一連の研究^{9),10),11)}では、それぞれ「日本の図書館」の単年度のデータ(1984, 1987, 1994)を用いて、一定の人口区分の自治体(6万~10万人, 10万~20万人)を対象に、森と同様の手法を用いて、中央図書館の館長が司書有資格者であるグループとそうでないグループについて、サービスや予算、管理運営などのさまざまな側面から比較を行っているが、やはり、概ね司書有資格館長のいる自治体の方が良いパフォーマンスを示したことが報じられている。

しかしながら、これらの先行研究から既に20年~30年以上の年月が経っていること、それぞれ、単年度の、特定の人口区分の自治体における、自治体全体の数値を比較しており、近年のデータを含めて、複数年度にわたる、人口区分を限定しない、図書館群について改めて検討を加えることには一定の意義が存在すると言えるだろう。

そこで本研究では、館長が司書有資格者であることや、職員の有資格者数・有資格者率の多寡が、具体的な図書館サービスや管理運営にどのような影響をもたらすのかについて、定量的なデータを用いて把握することを目的とする。こうした手続きを通じて、図書館において司書をどのように配置することが望ましいのかといった次世代の図書館政策を検討する際の基盤となるデータを提供することが可能になるものと考えられる。

2. 館長の有資格率の推移と他の属性との関係

ここでは、過去21年間(1996年~2016年)の司書有資格館長の推移を把握するとともに、どのような要因によって館長の司書有資格率が変化するのかについて検討を行った。

2.1. 館長の有資格率の推移

図1は、「日本の図書館」の統計データを用いて、1996年度~2016年度までの公立図書館における館長の有資格率の推移を示したものである。

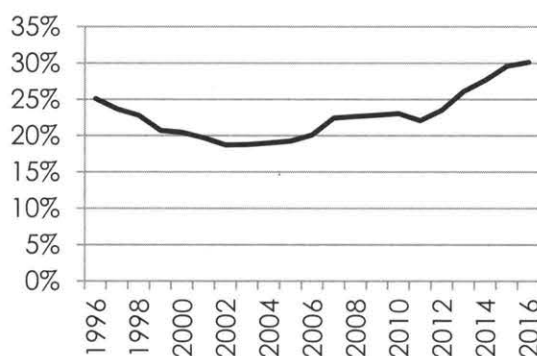


図1. 館長の有資格率の推移(1996-2016)

前述の通り、館長の有資格率は18.8%(2002年)~30.1%(2016年)の間で推移しており、地方分権一括法の成立によって国庫補助を受けるための館長の資格要件が削除された1999年頃は下降トレンドにあったが、地方自治法が改正され、指定管理者制度が導入された2003年頃から上昇トレンドに転じ、直近の2016年では、調査期間中はじめて30%を超えている。

また、自治体種別では、東京23区が一貫して高く、20世紀中は最も有資格率の低かった政令市が近年では特別区に匹敵するほどの水準となっている。また、都道府県は元来低い傾向にあったが、10%未満となる年もあるなど概ね減少傾向にあり、2016年度時点では、自治体種別の中で有資格率が最も低くなっている。

また、都道府県別では、滋賀県と大阪府における館長の有資格率が一貫して高く、近年では、

東京都や栃木県なども高い水準にある。その一方で、調査期間中、県内に司書有資格館長が全く存在しなかった例として、青森県(6)、香川県・徳島県(3)、島根県(2)、宮城県・三重県・宮崎県(1)などが挙げられる(括弧内は有資格館長不在の通算年数)。

2.2. 新築館と有資格率との関係

図書館を新規に建築する際、あるいは、その直後は、設置して一定期間を経た図書館とは異なり、館長にはより強いリーダーシップや深い専門知識が求められる局面の多く存在することが予想される。そうした状況を反映して、館長に有資格者を配置する傾向が見られるのか否かを把握した。

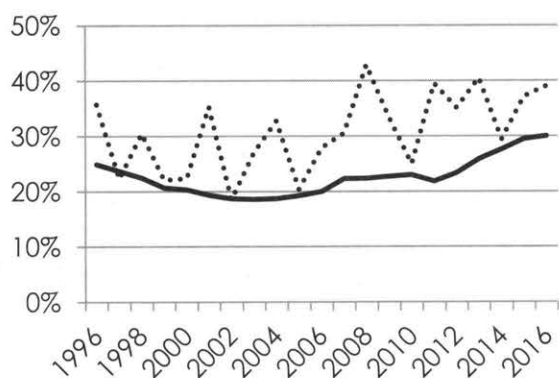


図2. 新築館における館長の有資格率の推移

図2中の点線は新築館における館長の有資格率の推移、実線は新築館以外の図書館における館長の有資格率の推移を示したものである。

調査期間中、1年(1997年)だけ、新築館の有資格者率の方が低くなったことがあるものの、それ以外は一貫して、新築館の方が高く、とくに2008年度はおよそ2倍もの開きがあったことから、新築館では司書有資格館長がより求められる傾向にあると言える。しかしながら、最も多いときでも、その比率は42.9%であり、半数を超えることはなかった。したがって、司書資格を持っていること以上に、他の要因が優先されている状況が理解される。

2.3. 館長の公募と司書資格の関係

これまで、自治体に図書館を管理運営するノウハウが蓄積されておらず、人材を育成できていない場合、あるいは、停滞する図書館にてこ入れを行いたいといった場合などに、館長のヘッドハンティングが行われてきた。近年では、より公平な機会を提供するとともに、人材の窓口を広くするという観点からも、図書館長を公募するといった事例をしばしば目にするようになった。

これら図書館長の公募要領を調査することで、各々の自治体が新たな図書館長に何を期待しているのかを把握するとともに、司書資格要件がどのような扱いとなっているのかを明らかにすることができよう。

そこで、2017年7月に、事例収集のために、全国紙5紙(読売、朝日、毎日、日経、産経)の新聞データベースとGoogleを用いて、「図書館 and 館長 and 公募」を検索式とした検索を実行した。その結果、1999年の埼玉県鶴ヶ島市から2017年5月の岡山県真庭市まで、37自治体40件の図書館長公募に関する事例を特定した。なお、これらのうち、1自治体で2件カウントしたのは、小布施町、国東市、山陽小野田市、武蔵野市の4自治体であった。

表1. 館長公募要領における司書資格の扱い

	件数	比率
資格要件あり	8	25.0%
準要件	6	18.8%
資格要件なし	18	56.3%
計	32	100%

表1は、館長公募要領における司書資格の扱いを示したものである。応募要領の内容が明らかとなった32件のうち、司書資格を要件としたものは8件(25%)であった。また、「応募要件の一つ」、「有資格が望ましい」、「図書館長の経歴を求めるもの」など、必ずしも応募の段階で司書資格を要件としてはいないものの、司書有資格者を優遇すると考えられる準要件は6件(18.8%)

であった。この資格要件と準要件の件数を足し合わせても、資格要件を課さない公募の方が18件と多く、56.3%に達している。

表2. 採用された館長の司書資格の有無

	件数	比率
資格あり	20	58.3%
資格なし	15	41.7%
計	35	100%

しかしながら、実際に採用された図書館長の資格の有無を確認してみると、資格を持った館長が20件(58.3%)、資格を持たない館長が15件(41.7%)であり、募集要領のときとは逆点していることが分かる。また、募集の段階では司書資格を要件としていなかったもののうち、6件が実際には司書有資格者を採用していたことが判明した。

3. 有資格館長と司書率がアウトプットに与える効果の検証

ここでは、館長が司書有資格者であることや、職員に占める司書有資格者の比率(司書率)の多寡が、貸出冊数や来館者数といった図書館のアウトプットになんらかの影響を及ぼすのか、また、及ぼすとしたらどの程度の効果が存在するのかを検証した。

図書館ごとに、アウトプットの指標として「貸出数」および「来館者数」を、インプットの指標として「蔵書冊数」、「職員数」、「占有延床面積」を用い、インプットとアウトプットの関係式を回帰推定するとともに、併せて、独立変数に「館長の資格の有無」や「司書率」を加えて回帰推定を行った場合に、これらの変数が新たに加わったことによって、回帰式のあてはまりの良さ(自由度調整済み決定係数)は改善されるのか、また、資格に関する変数は統計的に有意であるかなどを確認することで、その効果を定量的に把握することを試みた。データは「日本の図書館:統計と名簿」の

各年販を用いた。

その結果、いずれの年度においても、「館長の資格の有無」や「司書率」を加えた場合の方が、自由度調整済み決定係数の値が改善された。また、資格に関する二つの変数も統計学的に有意であった。以上の結果から、司書は図書館のパフォーマンスに正の効果をもたらすことが明らかになったと言えるだろう。

【注・引用文献】

- 1) 『日本の図書館 統計と名簿 2016』によれば、公立図書館 3,275 館の中で、司書を配置していないのは 385 館(11.8%)である。
- 2) 東京都人事委員会採決. 1978 年 10 月 12 日
- 3) 西崎恵. 図書館法. JLA. 1999, 202p.
- 4) 前川恒雄.“第五章 公立図書館の職員”. 森浩一編. 図書館法を読む. 日本図書館協会, 1990, p.126-139.
- 5) 山重壮一.“五章 公立図書館の設置・職員”. 塩見・山口編. 新図書館法と現代の図書館. 日本図書館協会, 2009, p.161-173.
- 6) 鎌水三千男. 図書館と法: 図書館の諸問題への法的アプローチ. 日本図書館協会, 2009, 290p. (JLA 図書館実践シリーズ 12)
- 7) たとえば、戦後の日本の公立図書館の先駆的自治体といわれる日野市においても、設置条例中に規定した館長の司書資格要件を削除している。
- 8) 森耕一.“公立図書館の発展とその課題: イギリスと日本の比較”. 公立図書館の歴史と現在. 日本図書館協会, 1986, p.57-89.
- 9) 信田昭二.. 大手前女子大学論集. Vol.22, 1988, p.210-236.
- 10) 信田昭二. 図書館経営の比較—館長の司書資格の有無から見た—, 大手前女子大学論集. Vol.22, 1988, p.210-236.
- 11) 信田昭二. 専門職館長の有無から見た図書館経営の比較. 大手前女子大学論集. Vol.29, 1995, p.127-143.

フランスの公共図書館における非正規職員問題

薬師院はるみ
金城学院大学文学部
yakusiin@kinjo-u.ac.jp

抄録

本研究では、フランスにおける非公務員としての図書館職について、制度や実態を明らかにし、その特徴を考察した。まずは、同国の図書館職制度を、公務員制度等も踏まえて追求した。次に、非公務員の種類や割合、位置付け等を調査した。その結果、フランスでは、非公務員にも法規定を伴う職階制が整えられ、この状況は図書館職でも変わらないことが確認できた。非公務員の不安定さを解消するための試みを実施されていることも判明した。

1. はじめに

フランスは公務員としての図書館職制度が整っていることで知られている。しかし、同国の図書館にも非正規職員が存在し、その不安定な立場が問題にされている。一方、日本の図書館界では、司書職制度の問題について考えることを目的に、諸外国の制度が検討されてきた。ただし、それらの多くは、正規職員に焦点を当てている。少なくともフランスに関して、非正規の図書館職を対象とした研究は見当たらない。そこで、本研究では、フランスの非公務員としての図書館職についてその制度や実態を明らかにし、日本との比較という観点から考察した。

2. 地方分権政策下での公務員制度改革

フランスで、今日に繋がる図書館職制度が創設されたのは、1990年代前半である。当時は、公務員全体を対象とした制度改革が進められていた。1980年代に開始された地方分権政策を受けてのことである。そこでまずは、当時の公務員制度改革について、経緯や特徴を確認した。

現在、フランスの公務員制度には、国家、地方、病院の三種が存在する。一方、以前のフランスで、公務員一般身分規定は、国家に関するものしか定められていなかった。しかし、地方分権政策により、三種の公務員制度を規定する一般身分規定と、各種法規が、制定された。換言すれば、地方や病院が管轄する公務員は、この時はじめて誕生したとも言えるのである。

まず、1983年に公務員制度全体を対象とした

一般身分規定¹⁾が制定された。次いで、同法に基づき、1984年に国家公務員制度に関する規定²⁾と地方公務員制度に関する規定³⁾が制定され、1986年に病院公務員制度に関する規定⁴⁾が制定された。これら四件の法律は現在に至るまで、順に、公務員一般身分規定の第一編、第二編、第三編、そして第四編と位置づけられている。

以上四件の規定が制定されたことで、全三種の公務員制度は、いずれも公務員制度全体の一部を構成する形となった。同時に、これら三種に関して、それぞれの規定が、互いに整合的に対応する体制が整えられた。例えば、競争選抜を受けるための学歴資格や給与水準、あるいは、昇進等に関する職階制が、互いに高度に整合的な対応をする形で築かれたのである。

3. 公務員制度改革の下での図書館職制度改革

公務員制度改革を受け、1990年代には、図書館職にも、新たな制度が設けられた。なお、図書館職が関係するのは国家と地方の2種である。

本格的な改革に先立ち、1988年に、国家の図書館系統の内、職階BとCに属する一部の職団、具体的には図書館専門書庫担当と総称される3つの職団を定める個別身分規定が制定された。

その後、1991年9月2日付で、地方公務員制度を規定する一般身分規定に基づいて、地方が管轄する文化系統の職に関して、いくつもの個別身分規定が制定された。同系統の下位区分である図書館系統についても、A、B、Cそれぞれの職階ごとに、複数の個別身分規定が制定さ

れた。それにより、地方が管轄する図書館職の職群が、職階ごとに複数創設されたことになる。

次いで、1992年1月9日付で国家公務員制度を規定する一般身分規定に基づき、また、地方の図書館職の規定と整合させる形で、国家が管轄する図書館系統に関して、いくつもの個別身分規定が制定された。それにより、国家が管轄する図書館職の職団が、職階ごとに複数創設されたことになる。加えて、1988年に制定された3つの職団の規定も同日付で修正された。

以上により、現在に繋がる公務員制度としての図書館職制度が創設されたのである。これらの職団及び職群の中には、その後、別の職団ないし職群と統合されたり、名称変更ないし廃止されたり、新たに創設されたものもある。それでも、1991年ないし1992年の創設時から現在に至るまで、体制の基本的な構造自体に変化はない。すなわち、国家及び地方共、外部競争選抜での採用時における学歴資格等に応じて、A、B、Cと3つの職階に分類され、それらの職階それぞれに一つまたは複数の職団ないし職群が設けられ、各職団ないし職群にそれぞれ1つまたは複数の級が設けられ、さらに、各級にそれぞれ複数の号が設けられるといった構造である。

フランスでは、専門職としての図書館職制度が高度に確立しているといわれるが、この制度

は、明らかに、以上のような法体系に基づく制度が基盤となってる。この制度は、国家主導で強力に進められた地方分権政策の下で創設された。しかしその実態は、日本で理解されているような地方分権政策のあり方とは対照的なものである。フランスでは、地方分権政策下、あえて国家と地方、そして異なる地域間で、互いに整合的に連動する体制が整えられたのである。

4. フランスの図書館職員数

ここで、フランスにおける国家及び地方が管轄する図書館職について、その人数を確認しておくことにする。＜表1＞に示した通り、フランスには国家公務員としての図書館職が2016年2月1日現在で6,034人、また、地方公務員としての図書館職が2014年12月末日現在で31,158人存在する。これらを単純に加えると、合計で37,192人ということになる。

なお、『日本の図書館2016』には、2016年4月現在、日本の公共図書館の専任及び兼任職員の合計は11,604人と記録されている。この人数を、フランスの地方公務員としての図書館職と単純に比較してみると、フランスには、日本の約2.7倍、人口あたりだと約5.0倍の地方公務員としての図書館職が存在する計算になる。

表1 フランスにおける公務員としての図書館職員数、及び地方の図書館の契約公的職員数とその割合

職階	国家		職群	地方		
	職団	公務員数 2016年2月1日現在		公務員数 2014年12月31日現在	契約公的職員数 2014年12月31日現在	契約公的職員の割合 (%)
A	統括司書	165				
	上級司書	1,199	上級司書	587	29	4.7
	司書	647	司書	2,225	147	6.2
B	専門司書補	1,761	文化遺産及び 蔵書管理補助員	9,257	1,443	13.9
C	蔵書書庫係	2,262	文化遺産補佐	19,089	2,605	12.0
	計	6,034	計	31,158	4,224	11.9

出典) Mohamed Amine, *Suivi des effectifs territoriaux*. CNFPT, 2017, p.27.

Ministère de l'Enseignement supérieur, *Panoramique sur les effectifs de personnels administratifs, techniques, sociaux, de santé et de bibliothèques (BIATSS) engagés dans les missions de l'éducation nationale et de l'enseignement supérieur*, 2016.

表2 フランスの教育担当省が管轄する図書館職員数：公務員と身分規定外公的職員

(2010年10月1日現在)

職階	職団	公務員数	常置業務の 身分規定外公的職員	暫置業務の 身分規定外公的職員	身分規定外公的職員 の計	常置業務の身分規定外 公的職員の割合(%)
A + A	統括司書	71	0	0	0	0.0
	上級司書	690	17	19	36	2.5
	司書	410	49	53	102	12.0
B	専門司書補佐	864	87	78	165	10.1
	司書補	257	40	136	176	15.6
C	蔵書書庫係	1,665	231	454	685	13.9
	計	3,957	424	740	1,164	10.7

出典) Ministère de l'Enseignement supérieur, *Les agents non titulaires exerçant des fonctions de personnels, ingénieurs, administratifs, techniques, ouvriers, sociaux et de santé et des bibliothèques (BIATOSS) dans les établissements relevant du ministère de l'enseignement supérieur et de la recherche*, 2010, 19p.

5. フランスにおける非公務員としての図書館職

フランスで公的職務を担う職員の中には、公務員以外の者も存在する。その多くを占める身分規定外公的職員は、公務員ではないものの、公的職員として位置づけられている。そして、注目すべきは、それらの職員も、公務員と同様の職階制に組み込まれていることである。

公務員が、行政の一方的な行為によって当該職団ないし職群に設けられた級に正式任用されるのに対し、身分規定外公的職員のほとんどは、公法上の契約によって雇用される。そのため、それらの職員は、契約公的職員ともよばれている。この状況は、図書館でも変わらない。

2014年12月末日現在、地方が管轄する図書館の契約公的職員は、4,224人存在する。その内訳と割合は、＜表1＞に示した通りである。

一方、国家に関しては、全体の値を入手することができなかった。国家が管轄する図書館職には、文化担当省の管轄と教育担当省の管轄とがあるのだが、＜表2＞は、その内、後者の身分規定外公的職員の人数や割合を示している。

＜表1＞と＜表2＞にも示した通り、フランスの図書館の身分規定外公的職員は、どの職団ないし職群でも、多くとも15%以下に留まっている。それでも、その割合が多いことや、立場が不安定なことが問題にされているのである。

6. 身分規定外公的職員の一般規定

先述のように、フランスでは地方分権政策下、四編の公務員一般身分規定が制定された。ただし、その直後より、身分規定外公的職員に対しても、一般規定が制定されている。

まず、1986年1月に国家の身分規定外公的職員の一般規定が制定された⁵⁾。公務員一般身分規定第二編の第7条には、公務員と同等の社会的保護を身分規定外公的職員にも保障するため、一般規定を制定すると記されたのだが、同条が適用されたのである。

同様に、公務員一般身分規定第三編の第136条に基づいて、1988年2月に地方の身分規定外公的職員の一般規定が制定された⁶⁾。次いで、公務員一般身分規定第四編の第2条に基づいて、1991年2月に病院関係の身分規定外公的職員の一般規定が制定された⁷⁾。

以上のように、身分規定外公的職員に対しても、国家、地方、病院の三種に関して、それぞれ権利や身分を保障する規定が制定された。それらの権利の中には、出産、育児、研修、組合活動等のための休暇の保障等が含まれる。また、身分規定外公的職員の給与は、公務員と同様の指数を基準に計算されることとなっている。

7. 非公務員の安定雇用化

公的な職務や活動を担うものの公務員ではな

い職員に対しては、不安定さを解消するための試みが、何度か実施されてきた。中でも特筆すべきは、1996年の通称ペルベン法⁸⁾、2001年の通称サパン法⁹⁾、2005年の通称デュトレイユ法¹⁰⁾、2012年の通称ソヴァデ法¹¹⁾である。

ペルベン法で身分規定外公的職員の約6万人が、また、サパン法で約3万9千人が公務員となった。加えて、サパン法により、公務員の競争選抜に、第三競争選抜の制度が創設された。

従来、公務員の競争選抜には、公的機関に勤務していない人も含めて受験可能な外部競争選抜と、身分規定外の職員も含めて公的機関にすでに一定期間以上勤務している人のみを対象とした内部競争選抜が設けられてた。それらに加え、公的職員以外の職員に対しても、それまでの公的機関での職歴が考慮される第三競争選抜が加えられることとなったのである。

そして、デュトレイユ法により、契約公的職員に、無期契約という雇用形態が取り入れられた。一定の条件を満たせば、雇用期間に任期を設けずに雇用される権利が認められることとなったのである。無期契約の契約公的職員は、公務員とほぼ同等の権利及び義務を有することとなり、準公務員の状態にあると言われている。

さらに、ソヴァデ法により、無期契約化、すなわち、期付契約から無期契約への変更が、より容易に実施できることとなった。加えて、同法により、契約職員の公務員化すなわち、公務員としての正規任用を支援する措置がとられることとなった。

8. おわりに

以上、フランスの非公務員としての図書館職について、その制度や実態を追求した。その際には、同国の地方分権政策や同政策下で実施された公務員制度改革を、踏まえる形で検討した。

その結果、フランスでは、地方分権政策下、あえて国と地方、異なる地域間で、互いに整合的に対応する体制が整えられていた。この状況は、図書館職についても変わらない。フランスの図書館にも、多くの非公務員が存在し、不安定な立場が問題視されている。しかし、日本と比較すると、その割合は少なく、待遇に関しても、大きく保証されていた。

その他の公務員と同様、図書館職員に関しても、採用や給与水準、昇進等に関し法規定を伴う職階制が整えられ、この制度は非公務員にも適用されていた。加えて、非公務員の不安定さを解消する試みが、何度も実施されていた。

本研究は、金城学院大学特別研究助成費による研究の一環として実施したものである。

注

- 1) Loi n°83-634 du 13 juillet 1983.
- 2) Loi n°84-16 du 11 janvier 1984.
- 3) Loi n°84-53 du 26 janvier 1984.
- 4) Loi n°86-33 du 9 janvier 1986.
- 5) Décret n°86-83 du 17 janvier 1986.
- 6) Décret n°88-145 du 15 février 1988.
- 7) Décret n°91-155 du 6 février 1991.
- 8) Loi n° 96-1093 du 16 décembre 1996.
- 9) Loi n° 2001-2 du 3 janvier 2001.
- 10) Loi n° 2005-843 du 26 juillet 2005.
- 11) Loi n°2012-347 du 12 mars 2012.

主要参考文献

- Berger, Laurent. *Droits des salariés: fonctionnaires et contractuels édit. 2017*. CFDT, 2016, 317p.
- Le Goff, Thierry. *Rapport annuel sur l'état de la fonction publique*. Direction générale de l'administration et de la fonction publique, 2016, 684p.
- Lemmet, Jean-François et al. *Le statut des agents territoriaux: fonctionnaires et non titulaires 2e édition*. LGDJ, 2015, 238p.
- Observatoire de la lecture publique, *Bibliothèques municipales et intercommunales: données d'activité 2014 synthèse nationale*. Ministère de la Culture et de la Communication, 2016, 90p.
- Poissenot, Claude et al. *Etre Bibliothécaire*. Editions Lieux Dits, 2014, 112p.
- Tasca, Catherine (Sénat). *Rapport (Session ordinaire de 2011-2012) n° 260*, 2012.1.17. 307p.
- Thomas-Tual, Béatrice. *Droit de la fonction publique*. Editions Larcier, 2015, 247p.

音楽図書館員養成の教育 ～イギリスとドイツの調査を中心として～

伊藤 真理

愛知淑徳大学 mritoh@asu.aasa.ac.jp

抄録

本稿の目的は、音楽分野における主題情報専門家の人材育成を検討するために、諸外国の音楽図書館サービスに関する科目について現状を把握することである。そこで、イギリスとドイツの大学での当該科目担当教員、同国の音楽図書館協会研修委員会委員らを対象として、科目の内容や運営状況などについて面接調査または質問紙調査を実施した。その結果、幅広い層の受講を確保するために科目内容や運営のあり方において工夫がみられることがわかった。

1. はじめに

国内での一般的な図書館員養成の現状から、特に主題専門図書館員養成におけるそれは、現場での業務との乖離が大きい。発表者はこれまで、研修の観点から音楽図書館員養成に関する研究を進めてきたが、本研究では教育機関での人材育成をどのように導入すべきかを検討するために、音楽分野を対象とした図書館の諸業務に関する科目（以下、音楽図書館サービス科目）について諸外国の事情を調査することとした。

本研究では、教育・研修機会を提供している大学機関と音楽図書館関連団体を対象として、現在開講されている科目について、その内容や運営のあり方について調査した。

2. 調査方法

調査実施にあたって、日本での実施可能性を鑑み、図書館情報学コースで音楽図書館サービス科目が開講されていることを条件として対象を選択した。アメリカは複数学位取得制度が整っているなど、制度的に日本の事情と異っている点があるため除外し、調査者の語学力の限界からイギリスとドイツに着目した。イギリスでは1校、ドイツでは4校が上記条件に該当した。

そこで、アペリストゥイス大学（以下、AU）、シュトゥットガルトメディア大学（以下、HdM）、ライプツィヒ応用科学大学（以下、HTWK）、ハノーバー応用科学芸術大学（以下、HsH）を選択した。これらの大学で音楽図書館サービス科目を

担当およびコーディネートしている教員を対象として、シラバスだけでは読み取ることの困難な科目担当者の研究専門分野、科目内容の具体的な事項、課程全体の中での科目の位置づけ、履修条件についての理由、担当者が当該科目で教授すべきと考えている事項などについて、面接調査または質問紙調査を実施した。

本研究で調査を実施したイギリスとドイツ国内の音楽図書館協会（以下、前者は IAML-UK&Irl、後者は AIBM）には、それぞれ IAML-UK&Irl Courses and Education Committee と AIBM-Kommission für Aus- und Weiterbildung という研修委員会が設置されており、活発に活動している。そこで、専門団体が教育機関に対してどのような要望を持っているかについても調査した。各研修委員会委員に対して、当該団体による研修活動内容、大学科目の履修条件として適切と思われる事項、新入職員が身につけるべき知識やスキル、大学との連携などについて面接調査を実施した。

なお、すべての面接調査内容は、調査者が文字起こしをし、不明瞭な点については再度電子メールで確認した。

3. 調査結果

3.1 開講科目

本調査対象の機関で開講されている科目は、表1のとおりである。同表に、開講主体、科目名、科目担当者の身分と主な職歴・研究分野をまとめた。本調査では、専任教員が中心となっ

表 1 調査対象内訳

	開講主体	AU	HdM	HTWK	HsH
学部	科目名	Introduction to Music Librarianship	Musikinformationsmanagement (音楽情報マネジメント) Musikgeschichte als Grundlage für eine Konzertmoderation (演奏企画のための音楽史)	Musikbibliotheken (音楽図書館)	Musikbibliothek (音楽図書館)
	科目担当者 (主な職歴・研究分野)	非常勤講師(音楽図書館員) コーディネーター: 専任教員(情報学)	非常勤講師(音楽図書館員) 講師(音楽ビジネス) コーディネーター: 専任教員(コンピュータ科学)	専任教員(出版史, 図書館史) 大学図書館員(目録)	非常勤講師(目録) 非常勤講師(音楽学) コーディネーター: 専任教員(コンピュータ科学)
大学院	科目名	Music Librarianship	Musikinformationsmanagement 1,2 (音楽情報マネジメント 1, 2)	Spezifik der musikbibliothekarischen Arbeit (音楽図書館サービス概論) Musikbibliotheken - Informationsdienstleistungen (音楽図書館情報サービス)	
	科目担当者 (主な職歴・研究分野)	非常勤講師(音楽図書館員) コーディネーター: 専任教員(情報学)	非常勤講師(音楽図書館員, 放送局職員, 弁護士) コーディネーター: 専任教員(コンピュータ科学)	専任教員(出版史, 図書館史) 大学図書館員(目録)	

て該当科目を担当しているのは HTWK だけだった。コーディネーターは便宜上担当している教員なので、本人の専門と当該科目に関連しているわけではない。また、AU, HdM および HTWK の開講科目の担当者らは、それぞれの国の音楽図書館協会メンバーとして活躍している。

3.2 科目内容

次に各科目の内容についてまとめた(表 2 参照)。どのような事項が取り上げられているかを比較しやすいように、AU で使用されているテキスト¹⁾に掲載されている事項および AIBM 研修委員会で推奨されている事項²⁾を抽出して科目ごとに照合した。調査者が作成した表を、科目担当者に確認した。なお、事項名の後に付記されている B と M は、AIBM 研修委員会で示されていることを意味し、HdM の欄にある括弧付きの M は、現在は含まれていないが、担当前任者が取り上げており、必要との認識から検討中となっている事項であることを表す。

本調査のどの科目でも必要と考えられているのは、音楽様式や形式と、音楽図書館についてであった。楽器学、楽譜作成プログラムについては、実際に授業で触れられている科目はなかった。選書、閲覧は AU のみで、アーカイブにつ

いては HdM だけで取り上げられていた。

カテゴリー別にみると、音楽に関わる事項についてはドイツの 3 大学ではほぼ網羅されているが、AU ではごく基本的なことにしかふれていなかった。

表 2 科目の内容 (B=学部科目, M=大学院科目)

カテゴリー	事項	AU	HdM	HTWK	HsH
音楽学	音楽史		B	B, M	B
	音楽様式、音楽形式	M	(M)	B, M	B
	楽器学		(M)		
	音楽文献学: 基本書誌ツール(B)		M	B, M	B
図書館業務	音楽文献学: デジタルメディア(M)		M	M	B
	音楽メディアの記述目録(B)		M	B	B
	音楽メディアの主題目録(M)			M	B
	音楽図書館概要(B)	B, M	M	B, M	B
	専門機関(B)		M	B, M	B
	選書	M			
	閲覧	M			
	資料保存、管理	M			B
	情報資源	M		B, M	B
	情報検索	B, M		M	B
デジタル図書館	利用者	B, M		B, M	
	著作権	M			
	デジタル音楽図書館(B)		M	B, M	
	デジタル音楽フォーマット(M)		M		B
	デジタル音楽情報の流通(M)		M	M	
流通	楽譜作成(M)				
	デジタル音楽と法律(M)	M	M		
	音楽データアーカイブ(M)		M		
	音楽と市場(M)	B, M	M	M	

その一方で図書館業務に関しては、ドイツの 3 機関でほとんど触れられない事項があった。ドイツでは、司書の仕事は職階によって明確に区別されており、例えば選書は必ず館長が行う業務である。したがって、一般の図書館職員養

成の科目で積極的に取り上げられていない。

デジタル図書館については、HdM 以外では網羅的に取り上げられていない。これは HdM の主担当者が音楽図書館のデジタルアーカイブに深く関わっていたという経歴が大きく影響しているとともに、大学としてできるだけ新しい環境に即した内容を盛り込み、多くの学生にアピールできるような科目となるように工夫することが考えられているからである。加えて、HdM では放送局や出版流通などの音楽関連業界からも非常勤講師を依頼し、音楽サービスを多面的に理解するように工夫している。

音楽図書館サービスを学ぶ者が必ず修得すべき事項については、複数の教員から音楽資料の目録、音楽史があげられた。しかし、音楽研究の専門知識のみに偏ることなく、一般利用者を想定した音楽資料の選書、目録、法的問題などといった図書館サービスの概論的な諸事項もあげられた。これは、本調査対象の場合では音楽の専門知識は強く求められていなかったこととも関係している。

3.3 科目の位置づけと履修条件

本節では、科目のカリキュラム上での位置づけと履修条件についてまとめる。

まずカリキュラム構成の面では、HTWK のみ、音楽を歴史、教育とともに専門分野のモジュールとして体系づけている。音楽モジュールでは、音楽図書館サービス科目（選択科目）2科目、インターンシップ、特別プロジェクトの履修と修士論文が課せられている。その他の大学では、音楽図書館サービスに特化して他の科目と関連させながらカリキュラムを構成することについては取り組まれておらず、選択科目として単独で設定されている。

HsH 以外の大学では、学部と大学院修士課程で音楽図書館サービス科目が提供されているが、カリキュラム上では、HTWK を含め学部と大学院科目はそれぞれ独立しており、両者は特に関連づけられていない。ただし、学部と大学院開講科目の主担当教員（HTWK の場合）やコーディネーター（AU, HdM の場合）が同一教員の場合には、科目内容の情報共有が図られている。

次に履修の前提条件については、HsH では目

録に関する基礎科目の履修を課しているが、その他の大学では、音楽に関心があること以外に特に履修条件を設定していない。AU では、履修者が音楽について知識があるか否かを履修の前提条件にしておらず、科目内容においても専門性の高い事項を意図的に回避している。HdM では、担当前任者（専任教員）は、楽器が演奏できること、すなわち楽譜が読め、楽譜の種類の違いがわかるなど、ある程度の音楽の専門的な知識を備えていることを履修条件としていた。これらの知識はレファレンスツールの理解や目録業務で必須だからであるが、現在ではこのような条件を要求していない。

履修条件の緩和は、当該科目履修者が必ずしも音楽図書館に就職するわけではないこと、幅広い人材が音楽図書館サービスに関心を持つことが重要であると考えていること、などの理由による。近年 HTWK 以外の機関では、一定数以上の科目履修者数を確保することが困難になってきていることが背景としてあり、音楽の専門知識がなくても有意義な受講が可能となるように腐心している状況であった。

3.4 音楽図書館協会研修委員会の要望

IAML-UK&Irl は、音楽図書館員になるためには、楽譜が読めること、合唱やオーケストラに関する専門用語を知っていることなどの主題知識とスキルの他に、組織の中での仕事力、外国語や IT スキルをあげている³⁾。しかし、既存の大学のコースでは音楽図書館員を養成するための内容は教授されていないとし、図書館情報学コースを持つ大学に対して、委員会から積極的に出張講座を申し出ている。近年は講座の申し出を受ける大学が減少しているとのことだった。

3.2 で参照したように、AIBM ではカリキュラムに含むべき事項の推奨リストを提示している。また、両団体の研修委員は定期的に諸大学の科目責任者と情報交換を行っていることがわかった。特に HdM の主担当者は現 AIBM 会長でもあるため連絡がとりやすい状況にあり、HdM の科目運営の問題についても両者が協力して検討を行っている。

4. 考察とまとめ

本調査結果から、大学教員にも音楽図書館協会研修委員会にも、音楽専門知識を必要とする音楽資料目録が基本的な事項であることが認識されていたことが分かった。しかし音楽図書館協会研修委員会は、図書館職員として必要な知識やスキルを大学教育ですべて身につけることができることを求めているなかった。実際に HdM では、音楽図書館サービスでのその他の授業内容は履修するが目録は避けるという状況が起こり、そのために特定の科目のみ履修者が少ないという状態が続いている。AU では大学院開講科目であっても、音楽資料目録について情報検索の視点から触れるのにとどめている。

当該科目で修得すべき具体的な専門知識の検討は、履修条件の設定にも影響している。上述の HdM での音楽資料目録の授業担当者（非常勤講師）は、音楽についての知識をほとんど持たない受講者を対象として授業を行うことの難しさを訴えており、科目運営と内容との関係において大きな問題となっている。本来、履修者が基礎的な音楽の知識を持っていることが期待されるものの、現状では本調査のどの科目でも音楽を学修していることはもちろんのこと、趣味として活動していることも必須の条件とではない。年度によって履修者数が増減して閉講する場合もありうるため、科目担当者が専任教員ではない場合には、コーディネーターが科目運営に苦慮しており、なるべく履修が容易で、かつ一般向けに関心が高まるような授業の提供が求められているのである。

とはいえ HTWK では、学部と大学院課程科目がそれぞれ独立しながらも科目担当者が同一教員であることから、両者の内容に緩やかな関係が見られる。学部科目では基礎的な音楽史や音楽用語、音楽図書館の概要などに関する内容が取り上げられており、ほとんどの履修者はこうした知識を修得後、大学院科目で音楽資料目録を学ぶことができる。したがって、履修の前提条件に音楽の専門知識を謳わずとも、一定の専門知識を持った履修者を期待できることになる。

上述の例は、担当教員の身分が科目運営と関係していると考えられる。当該教員が専任の場合には、全体のカリキュラムにおける科目の位置づけを詳細に検討することが可能となり、科目の安定した運営が可能となる。ところが主担

当者が非常勤講師の場合では、当該科目が選択科目である以上、科目を継続するか否かを履修者数で判断せざるを得ず、経営的な判断に委ねられる場合が多くなる。ただしその場合でも、科目担当者やコーディネーターが音楽図書館協会の活動に積極的に関わったり、情報収集したりしている場合には、現職者団体の事情を理解しやすくなる。したがって、リカレント教育で必要な事項や受講機会の検討などを進めることが可能となり、継続的な科目提供に向けた努力をする傾向が見られた。

以上のことから、音楽図書館サービス科目の開講では、幅広い履修者を確保するために、科目内容や履修条件のあり方が影響を受けていることが明らかとなった。また、本調査対象範囲では、専門職としての音楽図書館員の人材育成にまでふみこんだ科目の提供は困難であることが分かった。継続的な科目の運営のためには、大学と音楽図書館協会との連携・協力がさらに求められる。

今後は、本調査と並行して実施した現職音楽図書館員への面接調査結果と照合しながら、本研究成果を再度検討し、音楽図書館サービス科目で教授すべき内容や運営のあり方について精査する予定である。

参考文献

- (1) Ledsham, Ian and Wagstaff, John. *Introduction to Music Librarianship* (Module no. DSM1910 Postgraduate Studies). 2nd ed. Open and Distance learning, Aberystwyth University, 2011, [181 p.].
- (2) Empfehlungen der AIBM für die Studieninhalte einer musikbibliothekarischen Ausbildung.
http://www.aibm.info/wp-content/uploads/2008/08/curriculum_vorschlaege.pdf, (参照 2017-09-25).
- (3) International Association of Music Libraries, Archives and Documentation Centres United Kingdom & Ireland Branch. Working with music in libraries.
<http://iaml-uk-irl.org/sites/default/files/files/wmil.pdf>, (参照 2017-09-25).

第2日

研究発表 (10:00 ～ 12:00)

第2会場 (1階 127教室)

図書館情報学研究の立脚点

宮田洋輔 (帝京大学学修・研究支援センター)

m@miyay.org

図書館情報学分野自体を扱った研究を分析し、それらの中で図書館情報学のどのような点をどのようなアプローチから研究してきたかを明らかにする。Web of Science で検索して得た論文群から、図書館情報学自体を対象とした研究を抽出し、計 185 件の論文を分析した。これらの論文に対して、1) 対象としている「側面」と 2) 用いている「アプローチ」の 2 点から分析し整理した。扱われている側面は、「理論的基盤」、「概念」、「ドメイン」、「方法論」の 4 類型、アプローチは「論考」、「エッセイ」、「歴史」、「計量書誌学」、「社会調査系」、「内容分析」の 5 類型と「その他」に分類された。

1. はじめに

1960 年代後半に学問としてはじまったとされる図書館情報学(以下、英語での Information Science も含む)は、学問としてのアイデンティティを問いつづけている。たとえば、Borko は、図書館情報学の黎明期といえる 1968 年にこの分野を「情報の特性と作用を探究する学際的な科学」¹⁾と定義した。その後にも、様々な研究者が学問的な基盤について論じている。

一般的には、学問として定着すると学問的なアイデンティティを問う研究は減少する傾向にある。しかし、図書館情報学に関しては、そのような研究が継続的に行われてきている。その理由として、この分野が変化しつづける分野とされている点が挙げられるだろう²⁾。

これまでの図書館情報学の研究の中で、図書館情報学分野自体を扱った研究は多数行われている。一方で、これらの研究の成果を体系的に統合し、図書館情報学がどのような領域であるかを明らかにしようとした研究はほとんど行われていない。本研究では、図書館情報学研究自体を扱った論文を分析し、それらの中で図書館情報学のどのような側面を、どのようなアプローチから研究してきたかを明らかにする。

なお、本研究では、Library and Information Science と Information Science を同等に扱った。2つの領域は名前の違いはあるものの、扱

う内容等での重複が大きい。本研究では包括的に扱うため、両方を対象とした。

2. 分析方法

図書館情報学分野を対象とした研究論文を網羅的に収集し、体系的に分析することを試みた。EBM (根拠に基づいた医療) では、網羅的に収集した実証的研究の結果を統合的に把握するために方法として、システマティックレビューがある。本研究では、そのアプローチを応用し、概念的な研究も含めて関連文献の網羅的収集し、あらかじめ設定した観点からの体系的な分析を試みた。以下では、本研究での分析手順を示す。

対象文献の収集

はじめにデータベースを用いて、網羅的に図書館情報学自体を扱った研究の候補となる文献を収集した。2017 年 7 月 11 日に Web of Science で、SSCI, A&HCI など複数のデータベースを指定し、全期間に対して、図書館情報学の基盤や哲学・理論、定義などを対象とした文献が検索できることを企図した、下記の検索式によって 2,069 件の論文を得た。

トピック: ((foundat* OR *theori* OR concept* OR philosoph* OR epistemology* OR *defin* OR

framework* OR domain* OR turn* OR
 "what is" OR paradigm* OR
 disciplin*) AND ("information
 science"* OR "library science"*)

検索から得た論文群の中から、表1に示した対象・除外基準を用いて、主題的に適合しない文献等を除外し、分析の対象となる図書館情報学自体を対象とした論文を抽出した。その結果185件の論文が得られた。

表1 対象・除外基準

研究対象

- LIS/IS 分野の論文である
- LIS/IS そのものを対象としている

研究方法

- 事例研究ではない
- 特定の国・地域のみを対象としていない

文献タイプ

- 学術論文である
- レビュー論文ではない

入手可能性

- 英語で書かれている
- 全文を入手できる

分析の観点

これらの論文に対して、研究で扱われた「側面」と、用いた「アプローチ」の2つの観点から整理し分析した。研究の側面は、図書館情報学のどのような側面に焦点を当て図書館情報学という学問分野や研究の特徴を論じているかを分析した。アプローチは、研究を遂行するのに用いた手法を分析した。それぞれの観点で用いたカテゴリは、文献を読む中でボトムアップに構築し、各論文に2つの観点それぞれに対して1つずつのカテゴリを与えた。

3. 図書館情報学研究の立脚点

分析対象の特徴

図書館情報学自体を対象とした論文の特徴を出版年と掲載誌からまとめた。はじめに、出版年による文献数の推移を、表2に示した。論文数自体の増加により最近の論文が多い。最も古い論文は、1968年のものであった。

表2 分析対象の出版年代

年代	件数	%
1960-1969	3	1.6%
1970-1979	4	2.2%
1980-1989	14	7.6%
1990-1999	35	18.9%
2000-2009	61	33.0%
2010-	68	36.8%
合計	185	100%

つぎに論文の掲載誌の上位5誌と継続前誌からの創刊年を表3に示した。JASIST (JASIS, American Documentation 含む) が最も多く、Journal of Documentation が次に多かった。Journal of Information Science も加えた3誌で対象となった論文の半数以上(51.9%)を占め、これらの雑誌が図書館情報学研究自体を扱った論文の中心となっていることが示された。

表3 論文掲載上位5誌と創刊年

掲載誌	創刊年	件数	%
JASIST	1950	53	28.6%
JDOC	1945	30	16.2%
JIS	1967	13	7.0%
LISR	1979	12	6.5%
Library Trends	1952	10	5.4%
その他		67	36.2%
合計		185	100.0%

図書館情報学研究の側面

対象となった論文はいずれも図書館情報学自体を対象としているが、扱っている側面・トピックは異なる。図書館情報学のどのような側面に焦点を当てて研究しているかを分析した

結果、以下の4つの側面に整理された(表4)。

- **理論的基盤:** 図書館情報学の学問的基盤, 哲学, 認識論, 実在論に関する研究
- **概念:** データ, 情報, 知識, 文書などの概念に関する研究
- **ドメイン:** 主題, 領域などの分類, 他分野との関係(学際性)に関する研究
- **方法論:** 用いている調査・研究手法, 新たな研究手法などに関する研究

表4 研究の側面

焦点	件数	%
基盤	74	40.0%
ドメイン	48	25.9%
概念	45	24.3%
方法論	18	9.7%
合計	185	100%

学問の理論的基盤に関する研究が多く行われている。これらの研究も古くは, Borko や Brookes のように図書館情報学そのものを論じる文献が含まれている。また, Budd による図書館情報学の認識論的基盤に関する研究などもここに含まれる³⁾。

ドメインに関する研究は, White と McCain⁴⁾ に代表されるように, 計量書誌学の手法から, 主題領域(たとえば, 図書館, 情報検索, 計量書誌学)の関係性などを可視化している。また分野の学際性を評価する研究も含まれる⁵⁾。

概念を対象とした研究も継続的に行われている。その対象として, 伝統的にデータや情報, 知識, 文書に関する概念的な研究が行われている。その他にも, Hjørland は, 図書館情報学における「主題」概念について分析している⁶⁾。Julien は, 「利用者」(user) 概念について検討している⁷⁾。

方法論には, 図書館情報学での研究に用いられる方法の傾向や新たな研究方法の導入に関する論文が含まれる。Cibaguna は, 質的研究法の利用に関する内容分析を行っている⁸⁾。Ma

は, 量的・質的研究を組み合わせた第3の研究パラダイムとして混合研究法(Mixed Method Research)の図書館情報学分野の研究への導入について考察している⁹⁾。

研究のアプローチ

図書館情報学研究自体を扱った論文を, 採られている方法や基盤などのアプローチから分析し, 5つの類型とその他に分類した(表5)。

- **論考:** 先行文献の分析に基づく研究
- **エッセイ:** 先行文献の分析に基づかない(引用の殆どない)文献
- **歴史:** 史料や文献の通時的な分析
- **計量書誌学:** 書誌情報・引用情報との計量的な分析
- **社会調査系:** 人を対象とした調査・分析(デルファイ法など)
- **内容分析:** 論文などの内容分析
- **その他:** 画像の分析など

表5 研究のアプローチ

アプローチ	件数	%
論考	103	55.7%
計量書誌学	41	22.2%
内容分析	17	9.2%
歴史	12	6.5%
社会調査系	5	2.7%
エッセイ	6	3.2%
その他	1	0.5%
合計	185	100%

分析の対象とした論文では, 先行文献の分析に基づく論考が最も多かった。後述するが, 理論的基盤や概念について論じる際には, 先行文献からの分析が多くなる。

計量書誌学的手法は, 論文等の記録を計量的な分析することで図書館情報学の特徴を示そうとしている。対象として, データベースから検索したり, JCR などから得た主要な雑誌に掲載された論文を対象とすることが多い。それ以外では, 学位論文を対象とした研究¹⁰⁾や, ウェ

ブサイトに対するタグ付けに基づく研究¹¹⁾、ブログを対象とした研究¹²⁾などもある。

社会調査のアプローチから、図書館情報学自体を扱おうとした研究は少ない。Zins は、専門家 18 人を対象としたデルファイ調査を行い、領域のマップや概念の定義を導き出した¹³⁾。

内容分析は、発表された論文に対してその特徴を分析するために採られる。たとえば Pettigrew と McKechnie は、研究での理論の利用を調査するために、主要な雑誌 5 誌の論文を対象とした内容分析を行った¹⁴⁾。

側面とアプローチの関係

どの側面がどのアプローチから研究されているかをクロス集計した (表 6)。

表 6 側面とアプローチの関係

アプローチ	側面				
	基盤	ドメイン	概念	方法論	合計
論考	54	5	34	10	103
計量書誌学	4	31	2	4	41
内容分析		8	5	4	17
歴史	10	1	1		12
エッセイ	5		1		6
社会調査系	1	3	1		5
その他			1		1
合計	74	48	45	18	185

理論的基盤と概念に関する研究では論考が多いものの、概念に関する研究ではほかにも様々なアプローチから研究が行われていること、ドメインに関する研究では計量書誌学的手法が採られることが多いことなどが分かった。

引用文献

- 1) Borko, H. Information science: what is it?. American Documentation. 1968, Vol. 19, no. 1, p. 3-5.
- 2) Zins, C. Conceptions of Information Science. JASIST. 2007, vol. 58, no. 3, p.335-350.
- 3) Budd, JM. An Epistemological Foundation

for Library and Information Science. LQ. 1995, vol. 65, no. 3, p. 295-318.

4) White, HD; McCain, KW. Visualizing a discipline. JASIS. 1998, vol. 49, no. 4, p. 327-355.

5) Chang, YW; Huang, MH. A Study of the Evolution of Interdisciplinarity in Library and Information Science. JASIST. 2012, vol. 63, no. 1, p. 22-33.

6) Hjørland, B. The concept of 'subject' in information science. Journal of Documentation. 1992, vol. 48, no. 2, p.172-200.

7) Julien, H. Constructing 'users' in library and information science. Aslib Proceedings. 1999, vol. 51, no. 6, p.206-209.

8) Cibangu, SK. A new direction in information science research. Information Reasech. 2015, vol. 20, no. 3.

9) Ma, L. Some Philosophical Considerations in Using Mixed Methods in Library and Information Science Research. JASIST. 2012, vol. 63, no. 9, p. 1859-1867.

10) Sugimoto, CR., et al. The Shifting Sands of Disciplinary Development. JASIS, 2011, vol. 62, no. 1, p185-204.

11) Joo, S; Kipp, MEI. Exploring the structure of library and information science Web space based on multivariate analysis of social tags. Information Research, 2015, vol. 20, no. 4,

12) Torres-Salinas, D., et al. State of the library and information science blogosphere after social networks boom. Library & Information Science Research. 2011, vol. 33, no. 2, p.168-174.

13) 前出 2) など

14) Pettigrew, KE; McKechnie, L. The Use of Theory in Information Science Research. JASIST. 2001, vol. 52, no. 1, p. 62-73.

公共図書館による保育園へのアウトリーチサービスの可能性

伊藤 明美

立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科

16vm005b@rikkyo.ac.jp

抄録

本研究の目的は、保育園児の読書環境の向上のために、地域の公共図書館が行うサービスについて考察することである。質問紙調査と聞き取り調査により、保育中に行われる読書活動が保育園や保育士の裁量に任されていること、公共図書館側が保育園内の蔵書について把握していないことが明らかになった。保育園からは団体貸出だけでなく、園に図書館員が出向いて読み聞かせや、選書の相談にのるなどの人的なアウトリーチサービスも必要とされていることから、図書館がこのニーズを把握してサービスを展開することにより、保育園の読書環境が向上する可能性があると考えられる。

1. はじめに

1.1 研究の背景・目的

2001年の「子どもの読書活動の推進に関する法律」施行、2002年の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定を契機に、国や自治体で子どもの読書活動が推進されている。

しかし、子どもが自分で本を読めるようになるまでの読書は、保護者や保育する大人の意識や環境に影響を受けることから、多くの自治体の「子どもの読書活動推進計画」では、図書館と保育園・幼稚園との連携がうたわれている。

筆者は浦安市立中央図書館司書として保育園と関わる中で、家庭に読書環境がない子どもにも日常的に本を読み聞かせることができる保育園の役割に注目し、本の貸出に止まらないサービスの必要性を感じてきた。そこで本研究では、保育園における読書環境の現状と課題を明らかにし、公共図書館によるアウトリーチサービスの可能性を考察する。

1.2 研究対象

就学前の児童の教育・保育施設には幼稚園と保育所があり、幼稚園がおおむね3歳以上、保育園は0歳以上の児童を対象としている。

保育所等（保育所、幼保連携型認定こども園等の特定教育・保育施設と特定地域型保育事業）

は、30,859か所利用者数2,458,607人（千葉県1157か所93,439人待機児童1460人）（平成28年4月1日現在）である。保育所等数は30,859か所で、平成27年と比べて2,076か所（7.2%）増加している。これは、女性の社会進出や経済情勢の悪化、共働き世帯の増加、就労形態の多様化、ひとり親世帯の増加などによる保育ニーズの増大が原因と見られる。また、待機児童数は首都圏・近畿圏の7都府県（政令指定都市・中核市含む）とその他の政令指定都市・中核市で待機児童数全体の74.3%を占める。経済が首都圏に集中していることから、首都とその周辺自治体の保育ニーズが高まり、保護者は保育の内容を問わず預け入れ先を探さざるをえない状況もある。

保育所は、児童福祉施設最低基準及び保育所保育指針に基づき、年齢や子どもの個人差などを考慮した上で保育を行う。内容としては、養護に相当する「生命の保持」及び「情緒の安定」、並びに教育に相当する5領域（「健康」、「人間関係」、「環境」、「言語」、「表現」）を根本にする。しかし、保育所保育指針には読書活動の頻度・内容・量に関する具体的規定はない。

なお、本研究では、「保育所」の呼称を、現在一般的な「保育園」とした。

2. 先行研究

2.1 保育園の読書環境

保育園の読書環境について、西坂ら¹⁾は、首都圏の保育者102名を対象とした幼稚園・保育園の保育における絵本の役割、絵本環境、絵本に対する保育者の意識の実態調査を行なった。その結果、78%が保育に絵本は欠かせないと回答しているが、絵本は補助教材として使用することが多く、教材研究の有無にもばらつきがあるとの回答を得ている。浅木²⁾は関東近郊の女子大学生・短大生220名と保育士206名を対象に、30年～40年前から出版されている基本図書51冊の読書経験を調査した。この結果、90%が読んでいる本は3冊～4冊で、予想以上に基本図書を知らない状況が判明した。改善する手段として、幼児期の教育・保育の質の向上には、「過程（プロセス）の質」が課題であるとし、園における本の貸出文庫設置の必要性を論じている。しかし、両研究とも、公共図書館のアウトリーチサービスや団体貸出の利用についての視点はない。

2.2 公共図書館のアウトリーチサービス

中山³⁾は、アメリカの公共図書館の館外サービスの歴史について、サービスを進めた経緯を法や補助金制度、推進団体や図書館員の動向を通史的に明らかにした。中山はアウトリーチ（outreach）について、「施設に収容された人々、高齢者、あるいは図書館を利用したことのない人々等、従来、図書館サービスをまったく、または不十分にしか受けられなかったサービス対象集団の情報要求に応えるために提唱され計画された図書館の公共サービス計画。こうした計画は、サービス対象集団に対する積極的な宣伝活動、あるいはサービスの拡大を強調したものであることが多い」という1983年の『ALA図書館情報学辞典』の文を引き、「プレイ・モービル」と呼ばれる自動車図書館で貧困地域を回り、本の他に遊び道具も備えてサービスが行なわれたことや図書館員が読書指導も行なったことを紹介している。しかし、保育園など通所施設内の子どもへのサービス例の記述はない。

久保田⁴⁾は日本の公共図書館のアウトリーチサービスの対象層を、1) 入院患者 2) 高齢者 3) 保育園児 4) 心身障害者 5) 矯正施設入所者 6) 被差別地区住民 7) 被災地

の人 8) ビジネスパーソンの8つに特定しているが、人的なサービスには触れていない。

保育園の読書状況について、図書館が調査研究している事例は、旭川市立図書館が子ども読書活動推進計画（2次計画）策定の基礎資料として行なった調査⁵⁾があり、保育園に図書館の団体貸出制度への認知と利用しない理由を聞いている。認知度は61.8%だが、利用していない園が78.7%であり、その理由は「自施設で間に合っているから」42.9%が最も多かった。しかし、園内の蔵書冊数や団体貸出以外の図書館のアウトリーチサービスについての調査項目はない。

3. 研究の方法

下記調査で、保育園の読書環境と公共図書館サービスを分析・考察した。

①千葉県内保育園への質問紙調査

対象：千葉県保育協議会所属742園の保育士（10238名）に経験年別に園から依頼。
2016年10月に実施。

②千葉県内公共図書館への質問紙調査

対象：千葉県公共図書館協会に所属する県内54の市町村図書館 2017年7月実施

③浦安市内保育士への聞き取り調査

対象：浦安市内2園の保育士17名 2017年3月実施

④読み聞かせボランティアへの質問紙調査

対象：保育園への読み聞かせを10年以上続けているボランティア 2017年2月実施

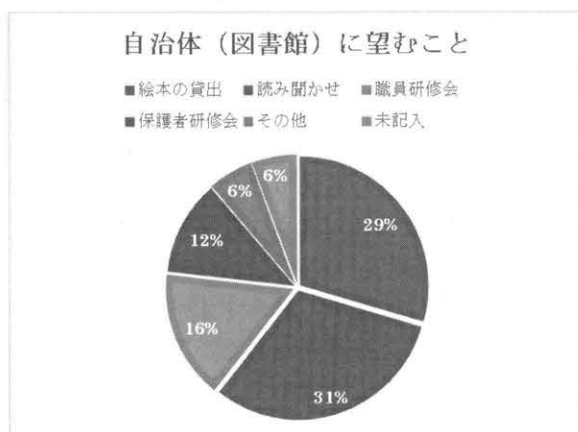
4. 結果

①千葉県内保育園への質問紙調査

回答者は1452名。勤務園の運営主体は公立56%、私立34%、公設民営4%、認定子ども園（公立）2%、同（私立）2%、株式会社1%である。担当クラスは0歳児12%、1歳児16%、2歳児19%、3歳児16%、4歳児13%、5歳児11%、フリー6%、その他7%である。

読み聞かせの頻度は7割が毎日と回答、58%が読み聞かせについて悩みを持ち、その内容は、41%が本選びだった。悩みの相談相手はクラス担任が34%、図書館司書は2%である。団体貸出の利用は22%である。自治体（図書館）に望む

ことは、図書館員による読み聞かせ31%、絵本の貸出29%、職員研修会16%、保護者研修会12%である（グラフ）。



②千葉県内公共図書館への質問紙調査

54館中42館から回答。平成28年度に団体貸出を実施した館は37で、対象は保育園21、幼稚園14、認定こども園4館に実施していた。

団体貸出以外のサービスは実施している館数は下表のとおり。内容は子どもへの読み聞かせが33%を占めている。

団体貸出以外のサービス

読み聞かせ（出向）	14
読み聞かせ（来館）	14
貸出・閲覧	8
保育士研修会への講師派遣	0
保護者講演会への講師派遣	2
保育園との定期会議	0
その他	5

ただし、園に出向いて読み聞かせをした14館中5館は年間1園のみを対象としており、来館14館中6館が年間1園のみである。浦安市の391園に7908回の読み聞かせ（出向いて・来館合計）は突出して多い。

読み聞かせボランティア講座開催館は6館。保育園内に園文庫があるかどうかを把握している館は10館のみであった。

③浦安市内保育士への聞き取り調査

現在筆者がボランティアで絵本の研修会を行っている浦安市内の保育園2園（公設民営・私立）の保育士17名に、読み聞かせ状況、自身の読書体験と影響、図書館利用等について、①の質問項目にほぼ沿って聞いた。担当クラス年齢

は0歳3名、2歳3名、3歳2名、4歳1名、フリー2名、保育園看護師（保育士資格あり）1名である。

読み聞かせの頻度はほぼ全員が毎日だったが、保育士資格取得のための専門教育の中では絵本についての学習は学校によって違い、絵本について詳しく学んだ経験がある保育士は3名だった。自分自身の子どもの時代、読み聞かせをしてもらった経験のある保育士は13名で、その体験を生き生きと語り、自分が体験した楽しみを園児にも伝えたいと言った。しかし、読み聞かせ体験が無い保育士からも、保育中子どもからせがまれて読むうちに、子どもの反応から絵本の奥深さに気付かされたり、自分への信頼感が高まり、読み聞かせに力をいれるようになったという意見があった。さらに、自分自身の読み聞かせ体験の有無にかかわらず、自分の子ども（将来子どもができた場合も含めて）には読み聞かせをしたいか、という問いには、全員がぜひやりたいと答えた。

また、絵本の研修会によって年齢別の選書や絵本の見分け方がわかり、保護者に読み聞かせ時の子どもの反応を伝えることができるようになった結果、保護者が子どもを連れて図書館に行くようになったという事例もあった。

④読み聞かせボランティアへの自由記述式の質問紙調査（子ども時代の読書について）

52名中17名が保育園に読み聞かせを実施。現在の読み聞かせや自身の子どもの時代の読書体験を聞いた。ボランティアの動機は自身の子育てがきっかけになった人が多い。自分自身が親から読み聞かせを受けた人はもちろんだが、子どもの反応から思いがけず絵本の奥深さ・子どもに与える影響の大きさに気づき、多くの子どもに読書を楽しんでもらいたいと考えたという意見が多かった。また、子どもが本好きになるために、図書館のボランティア養成や司書配置に期待する意見もあった。

5. 考察

以上の調査結果から、保育士は絵本を読む頻度は高く、保育中の絵本の必要性を感じているが、団体貸出の利用は低く、園内の絵本を利用していること、読み聞かせの悩みを持つ保育士は絵本の選び方が悩みだが、図書館司書への相談は少なく、悩みも園内で解決していることが

わかった。これは、保育士の多忙さに加えて、図書館員の読書相談の認知度が低いことが原因としてあげられるだろう。

図書館側は、自治体で子ども読書推進計画を策定し、(千葉県内は、32市町村(59.3%)が策定済)、保育園との連携をうたっているが、保育園の状況(園文庫の有無など)を把握していない等、基本的な情報収集が遅れ、ボランティアの養成館数も少ない。アウトリーチサービスは実施館が少なく、保育士の読み聞かせとの明確な関係は証明できなかったが、絵本コーナー設置園との相関関係が見られた。保育士は自治体(図書館)に絵本の読み聞かせや職員研修会などを期待していることから、図書館員の専門性について、一定程度の認識があると思われる。

保育士への聞き取り調査では、研修会の学びから、保育士自身が図書館に来館し、保護者にも本や図書館の役割を伝えられたという報告があったように、保育士は図書館と保護者をつなぐ役割も担っていた。図書館側のアウトリーチサービスへの認識の向上と実践は、保育園の読書環境の充実につながると考えられる。

また、保育士と読み聞かせボランティアに共通しているのは、子どもへの実践体験が読み聞かせを持続・発展させている点で、図書館員が学ぶべきことも多く含まれていた。

6. まとめ

保育園利用者の拡大により、保育園が家庭にかわり、子どもの成長を促す役割が増している。園児の読書環境は、生活の大半を占める在園時間中に、保育士が本を活用することで向上する。生後6年間という人生の始まりに関わる保育士の意識は保護者にも伝えられ、家庭での読み聞かせにもつながる。

駒井⁶⁾は、保育園の園便りや絵本コーナーにおける本の紹介による保護者の意識の変化について、「関心を持つようになった 54%」、「読む機会が増えた18%」、「絵本を購入した10%」の順で絵本に対する関心度が高まったとし、「園だよりや保育所に設定されている絵本コーナー(情報の共有・情報の提供)の役割は大きく、これにより、保育者と保護者の子育てに相互支援が成立し、子育ての活性化がみられる」としており、団体貸出による園文庫の支援も必要である。

保育園の読書環境の向上は、読書文化資本を子どもに与え、貧困の連鎖を断ち切ることにもつながる。子ども時代の読書は成長後の人生にも良い影響を与える⁷⁾が、子どもは生まれ育つ環境を選ぶことはできない。しかし、家庭に本がなくても、保護者に時間的余裕がなくても、子どもが保育士に読んでもらうことで本が好きになれば、字が読めるようになってからの自発的な読書や図書館利用にもつながる。予算・人員削減・専門職制度の未確立などの問題もあるが、公共図書館は、地域に暮らすすべての子どもの読書環境を整える責務がある。アウトリーチサービスは、保育士を通して、図書館に来館しにくい保育園児に読書の楽しみを伝えるサービスであるとの認識を広げる必要がある。

本研究では、本の内容の分析や読み聞かせを受ける子ども自身への調査を行なえなかった。これらについては、今後の課題とし、次の研究につなげたい。

1) 西坂小百合・篠沢薫・権藤桂子「幼稚園・保育所において絵本はどのように扱われているか 保育者への活動実態・意識調査から」『絵本学会研究紀要』第16号, 2014, p. 37-44.

2) 浅木尚実「幼児教育・保育の環境における質的向上への取り組み ～ロングセラー絵本に関する読書経験調査と園文庫設置への提言～」、『淑徳短期大学研究紀要』第54号, 2015. 2, p. 49-62.

3) 中山愛理『図書館を届ける アメリカ公共図書館における館外サービスの発展』, 2011, 学芸図書, p 11, 177, 183.

4) 久保田正啓「日本の公共図書館のアウトリーチ・サービスにおける 図書館を届ける活動の意義」『三田図書館・情報学会研究大会発表論文集』2015, p. 41-44.

5) 旭川市中央図書館『幼稚園・保育所等の施設を対象とした読書アンケート調査及び幼稚園・保育所等の保護者に対する読書アンケート調査集計結果 平成21年(2009年)7月, 2009. 7, p 10-11.

6) 駒井美智子「保育園児の保護者を対象にした家庭内におけるえほんの利用状況に関する調査」『東京福祉大学・大学院紀要』第2巻第1号, 2011. 8, p. 23-29.

7) 独立行政法人国立青少年教育振興機構「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究 報告書」2013. 5

公共図書館を対象とする指定管理者制度の適用に関する序論的検討

山本 順一[†]

[†] 桃山学院大学経営学部経営学研究科

June01@andrew.ac.jp

抄録

報告者は、自分の意思も不十分なまま、軽率にも公立図書館を対象とする指定管理者選定委員会のメンバーに名を連ねてしまった。図書館情報学の研究者として慙愧に堪えないこの経験を直視し、そこから学び取ったことの一端を本稿で整理したい。

1. はじめに

「民にできることは民で」とする小泉内閣のもとで、2003年に地方自治法の一部改正法（平15.6.13 法律 81 号）が成立し、指定管理者制度（244 条の 2 の改正）が導入された（同年 9 月 2 日施行）。そこでは、全国の地方公共団体が野放図な財政運営を続けてきた反省からか、対象とされる公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、なによりも「管理経費の縮減が図られるものであること」が要請された（総務省自治行政局長通知；総行行第 87 号平 15.7.17）。この公の施設を対象とする指定管理者制度が導入されてからすでに 14 年、その功罪が様々な形で論じられてきた。

総務省調査によれば、2015（平成 27）年 4 月 1 日現在、全国 76,788 の施設で指定管理者制度が実施されている。いま 47 都道府県と 1,718 市町村（政令指定都市は 20 市）が存在しているので、単純計算によってもひとつの地方公共団体で 40 施設以上が指定管理者によって運営されていることになる。

2017 年 3 月に総務省が公表した前年 4 月現在の調査結果によれば、市区町村でみたとき、指定管理者制度実施の対象施設については、宿泊休養施設（87.1%）、特別養護老人ホーム（71.4%）などレジャーや福祉系施設に積極的に採用されていることがわかる。また、文化会館（50.5%）、博物館（27.8%）、公民館・市民会館（21.4%）などと比べて、公立図書館は 16.2%にとどまっており、総じて地方自治体は公立図書館への指定管理者制度の導入に消極的だとはいえる。

2016 年 8 月に公表された日本図書館協会の

「図書館における指定管理者制度の導入等について 2016 年調査」によれば、2016 年度中には全国の市区町村のうち 217 自治体（12.6%）が公立図書館に指定管理者制度を導入している。2015 年度で図書館の数にして 469 館を数え、その 77.8%が民間の営利企業を指定管理者に委ねている。指定管理者制度が制度化されて以来、平均すると 43 館が毎年新規にこの制度を導入してきた（14 の市町村の図書館が一度は指定管理者にまかせながら、のちに直営に戻している）。

2. 公立図書館業務に関する指定管理者選定手続、公開型プロポーザル方式の実際

わたしはまっとうな図書館情報学の研究者としては恥ずかしいことに、成り行きから、さる公立図書館分館（複合施設）の指定管理者選定委員会のメンバーに名を連ねてしまった（後述の事情を直ちに認識し、自己嫌悪に陥り、辞意を表明し、形式的にはその職を解かれた）。その実質的に 1 週間にも満たない経験に基づき、公立図書館を対象とする指定管理者選定業務についての卑見を明らかにしたい。

さて、公立図書館の「指定管理者募集要項」から見ていこう。一般に直営の図書館は、年末年始のほか週に 1 回と月末日などを休館日とし、平日は 9:30 から 19:00、土日・祝日は 17:00 というあたりが一般的かと思う。ところが、指定管理者を導入する場合、休館日を減少させるだけでなく、開館時間も夜間 2 時間から 3 時間延長するのを常例とする。このことだけでおおむね年間で 130%程度、業務時間が増大する。

これを指定管理者が雇用する正社員である図書館長、図書館業務リーダー、サブリーダー等

が中心となって開館時間を通じたローテーション勤務体制でこなすことが要請される。ここでの「言葉の遊び」は、指定管理企業の就業規則に規律される「正社員」という語句である。一般に「正社員」といえば雇用期間に定めのない安定的なポストがイメージされるが、多くの実態は雇用期間が指定管理業務期間と一致する5年程度の身分が不安定な契約社員とならざるを得ない。この幹部職員でさえ不安定雇用の指定管理者運営の図書館現場の人員配置は、「指定管理者は現行体制を参考として、業務繁忙時にも対応できるよう、施設に必要な従事者を適正に配置する」ことを求められる。指定管理者制度のホンネは直営の高コスト体制が生み出す労働生産性の低さを何とかしたいということにあるはずで、現行体制をなぞれば、貸出返却を自動貸出機や無人返却設備の導入等、関係機器の導入による定型的日常業務の合理化につながらない。一方で機動的で柔軟な人的資源の運用に言及しながら、「カウンターには開館中常時2名以上」の職員がおくことが義務付けられていたり、直営に適用してきた「市立図書館業務マニュアル」等の遵守を強制するなどすれば、必然的、結果的に低賃金のスタッフの数と勤務時間の量でしのぐことを強いることになる。また、図書館を含み、学習施設や公民館等との複合施設を指定管理者にゆだねようとする場合には、参考とすべき「現行体制」の縦割りの仕組みが温存され、図書館以外の教育委員会や首長部局の関係部署に屋上屋を重ね、その容喙を許容することになる。(残念なことであるが、行政組織内部における図書館担当部署のランクは高くない。)

「募集要項」が指定管理者に要求する人材は、図書館長に対して「3年以上の図書館の勤務経験」を求め、「主に図書館業務に従事する従業者については、概ね70%が司書・司書補・司書教諭のいずれかの資格を有しているか、資格取得見込み」としている。表面的な関係人材の資質は、2、3年おきに人事異動の対象とされる素人正規職員よりも立派といわざるを得ない。

実は、問題はそこにはない。「募集要項」は、指定管理者に応募しようとする組織団体、ジョイント・ベンチャー(JV)に対して、「図書館等と同種施設の管理運営の実績を有している」

ことを資格要件としている。近い将来を見越して消費税額の引上げを見込んでの5年間の収支予算書の提出を求める。その上限額は、業務時間(図書館の開館時間)が概ね75%にとどまる現在の直営の人件費を含む金額が上限とされる。伝統的紙媒体が大半を占める、この国の公共図書館の資料費は、ここ10年で半減している。相対的に廉価な新書や文庫本で新規受入冊数をかせぐとしても、現状以上には大きく資料費を節減するのは困難である。

地方自治法244条の2第8項は、「普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金を「当該指定管理者の収入として収受させることができる」としているが、よく知られている通り、図書館法17条は「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない」と定める。しかるに、図書館資料ではなく、指定管理者にゆだねられた敷地内の土地・建物の利用や一施設設備の利用を高品質な有償のものとする営業行為に及ぼうとすれば、図書館等設置条例等もかわり、そこに使用料金が発生するが、地方自治法施行令158条1項が適用される。使用料という「普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる」とされる。すなわち、図書館の敷地内、施設内で発生する使用料は、指定管理者に委託され、その委託料は指定管理料に含まれるとされる。

「募集要項」にも、指定管理者に認められる権限として、関係施設設備の使用許可権限、および使用制限事項に関する権限が含まれるものとされ、また設置自治体の「承認」を得て、円滑な業務遂行に資する施設・設備の改修・整備を可能とし、任意に備品を調達・購入し、業務に供することができるものとされるが、指定管理期間満了の際には指定管理者の費用と責任で撤去原状回復を原則とする。

ひるがえって、地方自治法244条の2第8項は、「普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金を条例の定めるところにより、当該指定管理者がみずから料金を決定し、その料金を

「当該指定管理者の収入として収受させることができる」としている。ライブラリー・ショップとは言わないまでも、適切なグッズ販売などの営業努力には報いる姿勢が望まれるが、この国の公立図書館の指定管理者にはそのような自由度はまったく認められておらず、見事なまでに所管部局の下請けとして位置づけられている。ニューヨーク公共図書館のように、夜間、パーティ会場として貸出すような柔軟性は期待できそうにない。

「募集要項」では、図書館魅力アップのための備品購入などハード面、新規を含む各種イベントの開催その他ソフト面の提案を誘うかのような文言が並んでいる。しかし、上限とされる従来の経費において、決算には人件費、光熱水費、修繕料、委託料、その他という費目が並んでいるが、人件費が70%から80%を超える。経費圧縮に応える指定管理者には、対象は人件費以外にはない。直営のときには、正規職員、臨時職員等がマイカー通勤を享受できていたのが、はるかに低賃金の指定管理者が雇用する図書館職員が通勤にマイカーを利用するときには駐車場を自力で「施設敷地外に確保」しろという言葉にもこの指定管理者制度の本質があらわれているように思われる。

3. 指定管理者選定委員会の構成と選定基準について

すでに全国で200を超える地方公共団体が図書館に指定管理者選定実施をしながら、市民は結果を知らされるのみで、その具体的な業者選定の手続とプロセスの詳細については公表されることはない。その選定会議が初発から住民の眼から閉ざされた秘密会として開催され、配布資料も個々の選定委員が持ち帰ることを嫌がり、留め置きで会議が進められる。指定管理者の選定についてはすでに14年間の経験の蓄積がある。新規に指定管理者制度を導入する際には、先行自治体に視察に出向き、関係資料を収集し、制度構造を熟知しながら、担当者は透明度の高いin the sunshineのものとしようとはしない。選定会議の構成については、どうやら3種に大別できそうである。①総務部等を担当する副市長を座長とし、行政組織内部の関係部署から選

ばれた職員だけから構成される場合、②関係行政部署の職員と外部の学識経験者、市民から構成される場合、および③事務局は担当部署におき、専門職？と学識経験者のみで構成される場合がある（少数ながら、住民参加の趣旨で市民から公募されるメンバーが加えられることがあるが、設置規則で範囲不明瞭な「守秘義務」が課される）。専門職？と学識経験者としては、弁護士、公認会計士、税理士、大学教員、地元の社会教育関係者などがあてられる。

さて、わたしが間違っただけかかわった、指定管理者選定委員会について、差しさわりのない範囲内で記しておく。座長は弁護士、委員は税理士と外部の文化行政職員、そして大学教員2名であった。この選定委員会は5回が予定されたが、2施設を対象とし、それぞれの施設につき指定管理者応募企業がプレゼンテーションを行い、それに対する質疑がなされるので、実質的には4回ということになる。第1回は委員会の構成と事務局から対象施設諸元と概要、募集要項、選定基準の説明。そして、応募企業を募り、その提出資料の事務局審査結果報告を中心とする第2回、これを受けて応募企業がプレゼンテーションを行う第3回、そして最終回の第4回の合議・答申にいたる。この公募から指定管理者の決定までが正味3か月余り。

インターネット上に2011（平成23）年4月22日付けの「横浜市山内図書館指定管理者公募に係る応募書類（事業計画書、収支予算書、決算報告書等）」の開示請求に対する横浜市情報公開・個人情報保護審査会の答申（横情審答申第933号）があがっている。この答申を手掛かりとして、わたしが指定管理者選定委員会に臨席し、奇異に感じたことをいくつかあげておきたい。うへの4段階の会議のすべて午後5時以降に行われること。これは座長を務めた弁護士の都合によるものと思われる。午後5時以降（午後5時は1回、あとは午後6時から）であれば、地元働く多くの図書館を利用する市民にとっては傍聴可能な時間帯であろう。また、上記の横浜市答申は、事業計画書をはじめ指定管理者選定手続に登場する大半の文書が当初から情報公開制度によって公開せざるを得ない性質のものであると言っている（少なくとも最初の会議に地元市民に隠さなければならない情報はなか

った)。にもかかわらず、事務局は選定委員会冒頭で秘密会を当然のごとく要求した。もっと面妖だったのは、第2回のスケジュールにあがっていた対象施設の‘現地視察’を座長が当然のごとく‘必要なし’としたことである。呆れてモノをいう気も失せた。図書館に限らず、施設には個性があり、それをわきまえなければサービスのありようは議論できるはずがないとわたしは思っている。

4. 指定管理者選定基準

わたしが公立図書館の分館等の指定管理者選定委員会の最初の会議に出て、おかしいと思ったことは以上にとどまらない。「指定管理料の額のほか経営方針、運営・管理計画の提案内容等事業計画書の妥当性・実現性・確実性を総合的に評価」するにあたり、わたしは「指定施設（図書館等）の管理運営について専門的知識を有する者」として委員に選任されたハズで、偏頗だとしても、その学識には十分に敬意が払われ、尊重されるものとうめばれていた。ところが、指定管理者についての応募要領、選定基準は微に入り細に入りすでに決定されており、専門家であるわたしの意見、感想を微塵も参酌する余地は考慮されていなかった。イエスマンしか構成メンバーとして認めない事務局が示した不動の選定基準の概略を紹介しよう。指定管理者に応募した個々の企業は、当該企業が提出した事業計画における図書館運営経費（指定管理料）をどれくらい見事に圧縮できるかが決め手となり、最低額提示企業に400点が与えられる。それ以外の応募企業には、その最低額からの乖離によって一定幅で減点される。5人の選定委員には、事業計画の内容審査について、それぞれ120点を満点とする採点の権限が与えられる。この1,000点満点の2種の得点の合計が最も大きな企業が勝ち残る仕組みとされている。

トータル1,000点のうち合計6割、それぞれが12%の影響力を行使しうる個々の選定委員の採点権限の中身を少しく精査してみよう。‘応募企業の経営方針等に関する事項’‘情報公開・個人情報保護の措置に関する事項’‘緊急時における対策に関する事項’‘その他’という評価項目については、定款や寄附行為、法人の登記事

項証明書、過年度の収支計算書や事業報告書、納税証明書、貸借対照表、損益計算書、就業規則、給与規定、共同事業体協定書等の応募書類を検討すれば相当程度客観的に評価できるし、‘対象施設の管理に関する事項’については応募要項にも示されている国土交通省官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（平成25年度版）」をどの程度理解し文書化できているかに帰す。図書館サービスの良し悪し、拡充整備に関連する‘施設の経営方針に関する事項’については、各選定委員の持ち点120点のうち、55%の66点が割り当てられている。指定管理者選定にあたり、応募企業等の法人組織としての良し悪し、評価は別として、形式的には図書館サービスの質・量に直結する部分は66点×5人＝330点で3分の1ということになる。「事業計画に関する内容審査」のリストの該当箇所には、公平性等の観点、費用対効果、ISO 9001など、抽象的な文言がばらまかれている（品質マネジメントシステムに関するISO 9001は社会的な信頼を示しはしても、図書館サービスの素晴らしさを保証するものではありえない）。利用者サービスに直接関係しそうな用語としては‘滞在型図書館’‘課題解決型図書館’‘自主事業の具体的な提案’などを拾うことができる。しかし、受託しようとする応募企業は、このような高度なサービスをするために、開館時間が130%に伸びるにもかかわらず、消費税込みなので従来と同等のサービスをするのに従来の92.6%の経費以下を強いられる。滞在型図書館’‘課題解決型図書館’等の実現にはデジタルを含む情報資料の整備充実、いままですら以上に高度な知識と教養をもつ職員の配置を必要とする。従来の直営の働き手、地方公務員の労働時間単価を大幅に下回る待遇で、高度な知識と教養をもつ人材がほんとうに雇えるのだろうか。しかも、指定管理者企業が図書館サービスに充てる主な職員の7割が司書、司書補の資格を有しているという現実が捏造されなくてはならない。

参考： 指定管理者制度については夥しい先行研究業績がある。それらを一定範囲でリストを示すサイトに‘図書館の犬ブログ’がある。
<http://redmm.hatenablog.jp/entry/2013/06/07/220042>

公共図書館における評価の“利用”

田辺 智子

筑波大学大学院

s1530533@u.tsukuba.ac.jp

抄録

本研究では、政策評価の分野で発展してきた評価影響の理論を用い、公共図書館において評価がどのように利用され、組織や職員にいかなる影響を与えているかを分析した。このために、図書館評価の実施・活用について十分な経験を持つ公共図書館を対象にインタビュー調査を実施し、データを収集した。分析の結果、公共図書館では、評価が認知面、モチベーション面、行動面で、職員と組織に多様な影響を与えていることが明らかとなった。

1. 研究の背景と目的

公共図書館では、図書館評価が普及・定着しつつある。2001年の「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」と2008年の図書館法改正で評価実施が努力義務とされたことを契機に評価が普及し、2015年度の調査によれば、市区町村立図書館の約6割が評価を導入している¹⁾。

では、このように普及した図書館評価は、公共図書館でどのように利用され、組織や職員にいかなる影響を与えているのだろうか。過去の図書館評価の実態調査では、評価結果の具体的な活用が課題であることが示唆されているが²⁾、図書館評価の利用状況に関する詳細な研究は管見の限り見られない。一方、政策評価の分野では、図書館評価の“利用”や、より広い意味での評価の“影響”について豊富な研究が蓄積され、その理論化が進められてきた。本研究では、そうした政策評価における理論をベースに、公共図書館における評価の利用・影響の実態を明らかにする。

2. 評価の利用と影響

米国の公共部門では、1960年代から、プログラム評価という厳密な手法による施策の有効性評価が普及した。しかし、プログラム評価がしばしば意図したように利用されなかったことから、「評価利用」(evaluation use)に関する研究と理論化が1970年代から進められた。

初期の研究では評価の利用を非常に狭く定義

しており、評価が施策の改廃につながるなどの直接的な利用が想定されていた。しかし、評価利用の研究が蓄積する中で、しだいに、評価利用には様々な形があることが明らかになった。その結果、今日では、評価利用の主要な類型として、評価が特定の意思決定に反映される「道具的利用」(instrumental use)、評価が時間をかけて関係者の認識に浸透し意思決定の情報源の一つとなる「概念的利用」(conceptual use)、評価が既存の立場の正当化や組織の合理性を示すために使われる「象徴的利用」(symbolic use)があると整理されている³⁴⁾。

さらに2000年代に入ると、それまでの評価利用の概念では、評価が施策や関係者に与える多様な影響を包括的に捉えることができないという認識のもと⁵⁾、「評価影響」(evaluation influence)という新しい概念が提起された。評価影響は、利用という言葉が示唆する意図的・即時的・直接的な利用に限定せず、長期的・間接的な影響を含め、評価のインパクトを可能な限り広く捉えようとする概念である。

評価影響の理論では、評価が社会改善をもたらすプロセスを、「認知・感情的プロセス」、「モチベーション的プロセス」、「行動的プロセス」の3種類に区分している⁶⁾。認知・感情的プロセスは考え方や見解に生じる変化、行動的プロセスは実務や政策変更など行動面に生じる変化、モチベーション的プロセスは目標や願望、報酬や処罰への反応に関わるものだと説明されている。この評価影響の理論枠組みでは、前述の評

価利用の類型との関係は必ずしも整理されていないが、認知・感情的プロセスは概念的利用、行動的プロセスは道具の利用と親和性が高いものと理解できる。また、評価影響を分析するレベルとしては、「個人」、「個人間」、「集合」の3レベルがあるとされる。

本研究では、この評価影響の理論枠組みを用いて分析を行う。

3. 研究の方法

本研究では、公共図書館が評価を実施するのに伴い、どのような評価影響が生じているかを明らかにする。このために、図書館評価に十分な経験を持つ公共図書館を対象にインタビュー調査を実施した。

対象館は、図書館評価の導入後5年以上が経過しており、文献その他の情報源から評価が有効に機能していると推測される館とした。文献調査を基に4館を抽出し、スノーボール・サンプリングでさらに3館を追加した。対象館7館の属性は表1のとおりである。

調査は2016年9～11月に実施し、半構造化インタビューの方法でデータを収集した。調査対象者は評価取りまとめ担当者を中心とし、可能であればその他の管理職者や一般職員を加えた。最終的な調査対象者は合計19名となった。インタビュー内容は調査対象者の同意を得てICレコーダーに記録し、内容分析のために逐語録を作成した。

4. 調査結果

インタビュー内容の逐語録をもとに、評価影響に該当する発言を抽出し、「認知・感情的プロセス」、「モチベーション的プロセス」、「行動的プロセス」の3種類に区分した。類似の性格を持つ発言はグループ化し、「課題の認識」、「事業見直し」等、その性格を表すコードを付与した。分析レベルとしては、評価影響の理論枠組みで示された「個人」、「個人間」、「集合」の3レベルを簡略化し、「職員」と「組織」の2レベルに区分した。抽出された発言の1例を表2に示す。

(以下の文章中で示す項番は、すべて表2のものである。)

4.1 認知・感情的プロセス

インタビュー内容からは、図書館評価が、個々の職員の認識に変化をもたらしている例が観察された。それは、いくつかの館で“気づき”という言葉で表現されていた。利用者アンケートや外部評価の指摘から生じる「課題の認識」や「業務への理解向上」(項番1,2)、自館の全体像や方向性を認識するようになる「全館的視点」「経営的視点」などである(項番3,4)。

こうした認識の変化は組織全体に広範に生じる場合もありうるが、本インタビュー調査ではそれほど明確に観察できなかった。「評価は全職員には浸透していないと思う。...ただ、やはり担当者や係長クラスは意識するのではないか」

(E館)という発言も見られ、評価による認識の変化は、評価への関わりの大きい職員を中心に生じる傾向が観察された。

4.2 モチベーション的プロセス

評価は、職員が仕事をする上でのモチベーションにも影響を与えていた。まず、評価が契機となって職員個人や組織的にサービス・業務の改善が意識されるようになる「改善の意識付け」が見られた(項番6,9)。

次に、評価において年度の目標値を設定することにより、その達成を意識するようになる「目標達成の意識付け」が見られた。特に、年度途中で進捗に遅れが見られる場合、担当者レベルでは「がんばらなきゃ」と認識され、組織レベルでは上司が部下に目標達成の努力を促すなどの行動につながっていた(項番7,10)。

また、評価の取りまとめ担当者には、評価の作業をする中で、外部に対し自館のことを説明する重要性に気付く「外部説明の意識付け」が生じていた(項番8)。

4.3 行動的プロセス

行動面では、評価に基づいてサービス・事業の改善が行われる「事業見直し」の例が多数観察された(項番12)。具体的には、案内表示の見直し、広報の改善、レファレンスサービスの改善、市区町村向け研修の見直し等である。また、事業見直しの前段階として、レファレンス業務や地域ごとの登録率の詳細を確認する「業務分析」が行われていた(項番14)。評価が継続的な改善のツールとして機能し「計画的運営」

が実現しているとした館も見られた(項番 14)。

目標に対して年度途中の達成状況が遅れている場合に、残りの期間で実績を上げるよう組織的に取組が行われ、実際に目標達成につながる「目標達成努力」が生じている例も観察された(項番 15)。

評価が、議会、設置自治体の図書館担当部署、市民団体等への説明に用いられる「対外説明への利用」も観察された(項番 16)。

こうした行動面での評価影響は、主として組織レベルで生じていたが、職員レベルでは、評価の取りまとめ担当者の能力向上がもたらされる「分析・説明力の向上」という影響も見られた(項番 11)。

5. まとめと今後の課題

本研究では、公共図書館の評価について、評価影響の理論を用いて分析を行った。この結果、公共図書館では、評価が認知面、モチベーション面、行動面で、職員と組織に多様な影響を与えていることが明らかとなった。具体的には、評価は職員に様々な“気づき”をもたらし、サービス改善や目標達成を意識させ、組織的な事業見直しや目標達成努力につながるなどの影響が見られた。

本研究は質的分析によるため、公共図書館が評価を実施することで生じる評価影響は明らかにできたものの、それが公共図書館全体としてどの程度生じているのか、またどの類型の評

価影響が多く生じているのかは明らかにできていない。そうした量的な分析は今後の課題である。また、図書館評価の実務を改善していく上では、評価影響を促進する要因を明らかにすることも課題である。

謝辞

調査にご協力くださった公共図書館職員の皆様に感謝申し上げます。

引用文献

- (1) 「平成 27 年度 生涯学習施策に関する調査研究 公立図書館の実態に関する調査研究報告書」(文部科学省委託調査) 図書館流通センター, 2016, p.39.
- (2) 「図書館の自己評価、外部評価及び運営の状況に関する情報提供の実態調査 報告書」(文部科学省委託調査) みずほ情報総研, 2009, p.40.
- (3) Herbert, J.M. “Researching evaluation influence: A review of the literature,” *Evaluation Review*. Vol.38, No.5, 2014, p.390.
- (4) Mark, M.M. and Henry, G.T. “The mechanisms and outcomes of evaluation influence,” *Evaluation*. Vol.10. No.1, 2004, p.36.
- (5) Appleton-Dyer, S. et.al. “Understanding evaluation influence within public sector partnership: A conceptual model,” *American Journal of Evaluation*. Vol.33, No.4, 2012, p.534.
- (6) 前掲 4), p.42.

表 1 調査対象館

	設置者	職員数	外部評価	調査日 (2016 年)	調査対象者
A 館	都道府県	110 人	無	9/29, 1/5	5 人
B 館	都道府県	70 人	有	11/18	2 人
C 館	都道府県	100 人	無	9/9	2 人
D 館	政令指定都市	200 人~	無	11/2	3 人
E 館	中核市	90 人	有	11/25	2 人
F 館	中核市	130 人	有	9/10	3 人
G 館	市町村	20 人	無	10/29	2 人

※外部評価を実施している館は、いずれも図書館協議会によるもの。

※職員数は『日本の図書館 統計と名簿 2016』(日本図書館協会, 2017)による。全分館・地域館の専任と非常勤臨時を合計し、館の特定を避けるため概数で示した。

表2 インタビュー調査で観察された評価影響の例

レベル	項番	発言	コード
認知的アウトカム			
職員	1	(利用者アンケートによって)利用者にもこういう希望がある、これは無理、これは誤解がある、等の気付きはあったと思う。	課題の認識 業務への理解向上
	2	やはりこれだけ(外部評価で)いろいろ書いていただくと、当然、担当者は自分達の部分を読むので。自分達、担当者でも何となく思っているが、人から言われるのはまた違う。	課題の認識 業務への理解向上
	3	個人としては、「図書館全体で」という考え方が少し広がったような気がする。それまでは配属された地域館のことをまず考えて仕事をしていたが、これとこれ、この館とこの館をと一緒にやったらどうか等、合理的な進め方、考え方が少し出てきたかなと思う。	全館的視点
	4	(評価があることで)じゃあ今年何をやるのか、今年の〇〇図書館はどこに向かっていくのか、とは考えるようになった。	経営的視点
組織	5	こういう(評価の)中で気になった部分を課題として挙げていくことで、次の時にはある程度反映できないかな、みたいなところはあ。	課題の共有
モチベーション的アウトカム			
職員	6	…日頃、仕事をしていても、ああここをこうするといいいかな、と。別に評価のためだけじゃなくて。図書館のサービスをよくするのに、ここ工夫できそうかな、というところを意識できるようになったというか。	改善の意識付け
	7	…その人(個々の指標の担当者)が(年度途中に実績値を確認する際に)数字を出してきて、やばい、がんばらなきゃ、と思うきっかけになっているのだと思う。	目標達成の意識付け
	8	…ともすると図書館の司書は内向きなところがあったと思うが、そんな自分達に気付いたというのがある。(評価の)作業をする中で…外部に説明するという意識が強くなったと思う。	外部説明の意識付け
組織	9	職員は皆日々、自分がやっている仕事をよくしたいと漠然とは思っているが、それがなかなか具体化されないところがあった。そこで(評価で)目標を立てて、これをやるんですと宣言したことによって、やらざるを得なくなった。	改善の意識付け
	10	半年たったら必ず副館長にその実績を示して、…少ないところはちょっと恥ずかしいなという思いを持って、実行というか、尻に火が付くとかいうのがある。…そこの班長なり課長なりは、やはり達成しないといけないので、特定の担当にムチを入れたりとかいうことはある。	目標達成の意識付け
行動的アウトカム			
職員	11	(評価の)作業をする中で、外部への説明をする力が付いた…。	説明・分析力の向上
組織	12	バリアフリー…案内表示などを部門別に色分けして表示するようにしたりした。そういった気になっていた部分は反映している。	事業見直し
	13	レファレンスの件数とかも…。…もっとサービスを向上させるためにどうするか、みたいなものを、この目標の数値をもとに、どこが弱いのか、と、自分達の振り返りをすごくした記憶がある。	業務分析
	14	確実に業務改善のツールとして機能してきているのは事実。…組織全体に、大なり小なりマネジメントのツールとしては、この仕組み(評価)は有効だったと思う。	計画的運営
	15	(前年度は)11月くらいの時は結構どこもやばい状況だった。数字が。その後みんながんばろうみたいな感じでこうなった(目標を達成した)。	目標達成努力
	16	「見える化」しておくのは当然必要ということ。…(議員は評価を)しっかりご覧になる。なので、評価は当然必要なことなのだなとやりながら感じる。	対外説明への利用